

学位研究 第2号 平成6年12月 (論文)  
〔学位授与機構研究紀要〕

## 英米における「外国語としての英語」の品質保証システム

Quality Assurance of Teaching English as a Foreign Language in  
the U.K. and the U.S.

阿 部 美 哉

Yoshiya ABE



# 英米における「外国語としての英語教育」の品質保証システム

阿 部 美 哉\*

## 序

イギリスでは、通常、「外国語としての英語教育」(EFL: English as a Foreign Language)と呼ばれ、アメリカでは、「第二言語としての英語教育」(ESL: English as a Second Language)と呼ばれる教育の領域、あるいは「外国語としての英語の教師」(TEFL: Teachers of English as a Foreign Language)とか「他の言語の話者に対する英語教師」(TESOL: Teachers of English to Speakers of Other Languages)と呼ばれるプログラムないし職業分野は、イギリス、アメリカを始めとする英語を母国語とする諸国において、政策的に振興されているばかりでなく、経営的にも、成り立っている。その背景には、英語が現代の世界において相対的に極めて有力な地位を占めていることがある。すなわち、英語は、国際的な共通語として支配的な地位にあるばかりか、学問や科学技術においても、最有力なコミュニケーション手段になっていること、さらに世界の留学生の流れにおいても、英語文化圏が圧倒的なシェアを占めていることによって、英語を母国語としない諸国民にとって英語を習得することの利益が十分に感じられているという現実がある。

英語が国際的なコミュニケーションの手段として最も有力な地位を占めるに至った背景の第一は、19世紀から20世紀初頭にかけてイギリスが経済的に、政治的に世界を制覇したことによるところが大きい。英領植民地が七つの海にまたがり、世界の金融と貿易が大英帝国の影響のもとに支配されていたことが、英語を世界語にした第一の原因だったというべきであろう。

さらに英語が非英語国民にとって魅力あるものとなった要因として、アメリカの台頭を挙げるべきである。成功の夢をかなえてくれるアメリカは、多数の移民を吸引したが、これの移民は、英語を習得することによってのみ、アメリカ国民として定着することができた。またアメリカは、国のアイデンティティーを確立するために、公私・各段階の教育システムを用いて、彼ら移民とその子弟に英語を刷り込んだ。すなわち、アメリカ人を作ることおよびアメリカ人になると、英語教育が構造的に関連したのである。

すすんで20世紀半ばには、アメリカは、世界政治と世界経済の霸権を握り、さらには世界の学問の中心と成了た。今日世界中の留学生が目指す最大の行き先は、アメリカである。全世界で120万人あまりの留学生の3分の1強は、アメリカが受け入れている。こうした状況の中で、アメリカは、

\*國學院大学文学部教授・学位授与機構研究協力者

[この論文は、平成5年度社団法人東京俱楽部文化活動助成金にもとづく米国・英国訪問調査（本誌黒羽報告）の成果の一部である。]

英語を母国語としない人々に対する英語教育をひとつの新しい分野として推進し、確立するに到っている。

今日のイギリスやアメリカにおいては、外国語としての英語教育、あるいは第二言語ないし他の言語の話者に対する英語教育は、国威発揚のために推進される文化政策の一環という側面ばかりでなく、ビジネスとしての成長が著しい。一方では、私的な企業体や個人の経営にかかる英語学校が林立し、また公立および私立の高等教育機関のなかにも、外国人に対する英語教育プログラムを、正規の高等教育のカリキュラムから独立させて、実施するものが多数出てきている。

かくして、イギリスでは、外国人ための英語到達度の客観的な指標が必要だという見地から、ケンブリッジ試験などの資格試験が成立し、また近年、英語教育プログラムの品質保証が公的な責任をともなうとの認識ができた。イギリスで、ブリティッシュ・カウンシルなど公的な機関が、プログラム提供者等と協力して、英国の名誉を保つと共に、受益者ないし消費者である学生が適正なサービスを受け、被害を受けることがないように、認定校制度や査察制度を導入するに至っている。またアメリカでは、TOEFLが外国人の英語到達度を示す指標として確立した。その評点は、外国人ための英語教育の指標、外国人の大学への受入のための指標として、強力に機能している。さらに、外国語としての英語教育の改善のために、NAFSAやTESOLなどの専門職団体が、指針や基準を策定しており、英語教育プログラムの自己点検が組織化されてきている。

翻って、わが国においても、多数の英語学校が乱立しているのみならず、近年のアジアから日本への関心の高まりを背景に、多くの日本語学校が、主として私的なイニシアティヴのもとに笙生している。また各種の職業技能の供与を目的とする教育機関の多様化も、著しく進んでいる。そのため、わが国においても、これらの機関に対する品質保証が、問題とされるようになってきた。

## I. イギリス

### 1. 供給体制

イギリスにおける「外国語としての英語」(EFL: English as a Foreign Language)」教育は、私立の英語学校、公立カレッジにおける英語コース、大学における英語プログラムなどとして行われている。

私立の英語学校および公立中等後教育機関における「外国語としての英語教育」の品質保証のシステムとして、ブリティッシュ・カウンシルが認定制度を設けているが、その認定を受けた機関については、ブリティッシュ・カウンシルが、『レッド・ブック』という名簿に搭載して、在外公館等に、これら私立英語学校や公立カレッジの英語コースについての情報を提供するとともに、これらの機関が、レターへッドやその他の印刷物、あるいは広告などに、「ブリティッシュ・カウンシル認定」等の表示を行うことを認めている。

ブリティッシュ・カウンシルの認定を受けている私立英語学校は、1993年8月刊行の『レッド・ブック』によると、267校である。これらのうちのおよそ80パーセントは、従前からあった私立英語学校の経営者の同業団体、AREALS (Association of Recognised English Language Services) の会員である。そうでない約20%のものについては、カウンシルからより詳しい情報を搭載した

『イエロー・ブック』が発行されており、同時点でこれに搭載されていたのは、50校であった。

公立の継続教育カレッジなどによって提供されているカレッジによる「外国語としての英語教育」コースは、「英國公立カレッジ英語教育協会 (British Association of State Colleges in English Language Teaching: BASCELT と略称される)」という組織を作っている。これらのコースを提供するカレッジは、1993/94年度版の同組織のパンフレット、『イギリスの英語コース (English in Britain)』によると、58校で、ロンドンに13校、その他に45校となっている。これらのコースは、後述するブリティッシュ・カウンシルの認証を受けている。

これらのプログラムが提供する外国人に対する英語教育の内容は、さまざまなレベルで行われている。効果的にプログラムを運営するためには、当然どのようなレベルを対象としてプログラムが企画されているかが問題となるが、英語のレベルの測り方については、どのように考えられているのか。たとえば、ロンドン・スクール・オブ・イングリッシュでは、しばしば大学の入学者選考の参考に用いられる IELT (Institute for English Language Teaching) のスケールをもとに作ったと思われるスケールを入学願書の様式に示してあり、自分の英語到達度を自己評価して、どのレベルのプログラムに応募するのかを自己申告させている。この応募書類の示すスケールを、到達度別プログラム提供の一例として、紹介しておく。

	9	まったく自由に英語を話し理解することができる。
上級	8	うまく話せるしよくわかるが、慣れない状況ではごくまれに問題がある。
中級の上	7	滅多に問題はないが、時には誤解したり、十分にわかってもらえないことがある。
中級	6	普通意志の伝達に問題はないが、時々間違ったり誤解したりする。
中級の下	5	たいていの場面でかなり話したり理解できるが、時々困難を伴うことがある。
初級	4	身近なことについて話したり理解したりできるが困難を伴う。
ごく初級	3	簡単なことを英語で言ったり理解したりすることができる。
未習者	2	英語の単語を少し知っている。
	1	全然英語を知らない。

ロンドン・スクール・オブ・イングリッシュの募集書類の注記には、「一般コース」はレベル3～8の人々に、「実務家コース」はレベル4～8の人々に、「財務家コース」と「法務家コース」はレベル6～8の人々に適当である、と述べられている。

なおこれらのコースにかんしては、次節において詳説する。また、イギリスの大学に入学して履修を成功させるには、IELTの6.0ないし6.5以上が必要だとされており、それは、おおむね、TOEFLの600点に相当するとされている。

## 2. 内容・スタッフ・サービス

イギリスの私立英語学校の提供する外国人のための英語教育の内容を、具体的な事例によって、示してみたい。ここでは、ブリティッシュ・カウンシルの認定を受けており、ARELSにも加盟している、典型的な外国人に対する英語教育を実施している私立英語学校である、The London School of English の発行にかかる *Effective English Language Teching-Detailed Course Descriptions* およびその料金表によって、同校の提供しているプログラムを紹介する。

### (1) 一般コース：

仕事の上で英語を使う必要のある成人向けにデザインされたコースである。受講者の年齢は、18歳以上が対象で、大半は23~45歳である。このコースは年中開講されており、授業は一週間に22時間（月、火、木、金は朝の9時半から午後4時まで、水は午後1時まで）行われる。通常時の受講期間は4週間、夏期は3週間となっている。受講料は4週間コースが795ポンド、3週間コースが595ポンドとなっている（1993年度、以下同じ）。1クラスの人数は、12人以内としているが、平均は9~10人である。クラスのレベルは、初級を除き各レベルに設定されている。内容は、60パーセントを speaking, listening, reading, writing, grammar, vocabulary および pronunciation に向けている。のこりの40パーセントは、社交英語、単語の強化、ビジネス英語、ARELSの試験などの受験準備、実務、財務、法務、金融英語などの専門的な英語のコースから、学生が選択する。目標は、受動的な英語力を能動的な英語力に転換すること、自信をつけること、理解力を高めること、単語を広げること、正確度を高めること、問題点を把握すること、異文化を理解することにおかれている。

### (2) 試験受験準備コース：

ケンブリッジ大学・英語資格検定試験のファースト・サーティフィケート、アドヴァンスト、およびプロフィシエンシーのレベルの受験準備のための集中コースで、試験日に合わせて、5月末から6月初旬までの11週間および9月末から12月初旬までの11週間にわたり、毎年2回開講している。18歳以上のものを対象としているが、大半の受講者は20~30歳である。授業は1週間に22時間（月、火、木、金は朝の9時半から午後4時まで、水は午後1時まで）行われる。受講料は2,195ポンドとなっている。1クラスの人数は12人以内としている。クラスのレベルは、受験をめざす試験のレベルに達していることが必要であるので、入学申し込みの前に試験を行い、さらに入学時にクラスわけのための試験を実施する。このコースを受講するもののうちの多くは、コース開始の2~3週間ないしは2~3か月前に来校して、一般コースで履修する。コースの内容は、試験に合格することを第一目標において構築されているが、同時に受講者の英語力を活性化し、バランスの取れた訓練を与えることを目標としている。60パーセントの時間は、試験を念頭に置いた英語力の強化に用い、のこりの40パーセントの時間は一般コースの選択プログラムに参加する。目標は、受動的な英語力を能動的な英語力に転換すること、自信をつけること、理解力を高めること、単語を広げること、正確度を高めること、問題点を把握すること、異文化を理解することにおかれている。

### (3) 専門コース

#### ア) 実務家コース

このコースは、責任ある職務に従事しているビジネスマンないし専門職で、企業のビジネス、金融、社会問題などに关心を持っている人々を対象とする。年齢は、23歳以上の人々を対象とするが、大半は28～50歳である。授業は高密度に行われ、毎週30時間（月曜日から金曜日まで毎日朝の9時から午後5時まで）行われる。期間は2週間が原則で、開講時から入校することになっている。受講料は2週間コースが1,095ポンド（1週間の場合は595ポンド）となっている。1クラスの人数は、6人以内としているが、平均は4～5人である。クラスは、各レベルに設定されるが、初心者は受け入れない。内容は、仕事で英語を国際語として使う必要のある人々のためのコースとして、英会話を重視し、グループの個々の人々のニーズに対応して柔軟に構成する。会議の英語、交渉の言語、コミュニケーションのスキル、プレゼンテーションのやり方、政治と経済、グラフや表の使い方、単語の強化、電話、社交と接待、文法と発音の矯正、ロールプレイやビデオを活用したシミュレーションなど具体的、積極的な授業を進める。このコースの目標は、企業活動の場でのパフォーマンスの改善、受動的な英語力の活性化、自信の強化、理解力の向上、単語の増強、異文化の理解に置かれる。

#### イ) 財務家コース

このコースは、銀行員、仲買人、証券会社員、投資顧問、会計士、企業の会計担当者など、財務・金融方面で働いている人々を対象とする。年齢は、25歳以上の人々を対象とするが、大半は30～50歳である。授業は高密度に行われ、毎週30時間（月曜日から金曜日まで毎日朝の9時から午後5時まで）行われる。期間は2週間で、開講時から入校しなければならない。受講料は2週間のコースが1,145ポンドとなっている。1クラスの人数は、6人以内としているが、平均は4～5人である。クラスは、底力のある中級もしくは上級の英語力を必要とする。内容は、財務の場での英語のスキルを活性化し、伸長することを目指す。内容は、実務コースと似ているが、各グループの個々人のニーズに応じて柔軟に対応するものとし、通常、市場動向、外国為替、株式市場、財産管理、決算報告などを取り上げる。銀行などの訪問や財務専門家との懇談の機会等を設営する。このコースは、その目標を、財務の場でのパフォーマンスの改善、受動的な英語力の活性化、自信の強化、理解力の向上、単語の増強、問題把握力の強化、異文化の理解に置いている。

#### ウ) 法務家コース

このコースは、弁護士、官僚、判事、企業の法務部員など、日常的に法律実務にたずさわり、仕事上英語を必要とする人々を対象とする。25歳以上の人々を対象とするが、大半の年齢は、30～50歳である。授業は高密度に行われ、毎週30時間（月曜日から金曜日まで毎日朝の9時から午後5時まで）行われる。期間は1週間または2週間で、いずれにせよ定められた開講時から入校しなければならない。受講料は1週間のコースが625ポンド、2週間のコースが1,175ポンドとなっている。1クラスの人数は、6人以内としている。参加者は、かなり運用できるレベルの英語力を備えていることが必要である。内容は、法務の場での英語のスキルを活性化し、伸長することを目指す。法律のコースではないが、主に法務の文脈における英語に集中する。学習活動は、判例研究、交渉、コミュニケーション、提訴、法務用語、契約書の解釈と書き方、社交と接待などである。イギリスの現役弁護士が今日的な問題について講演し、ロンドンの法律事務所その他の法務関係機関の訪問

を設営する。EC法とイギリス法に重点を置きつつ、さまざまな法体系に触れる。このコースの目標は、法務の場でのパフォーマンスの改善、受動的な英語力の活性化、自信の強化、理解力の向上、専門用語の増強、問題把握力の強化、異文化の理解に置かれている。

#### エ) 法律研修生コース

このコースは、法律専攻の大学生、最近資格を取得した少壮の法曹家を対象とする。年齢は、18歳以上の人びとを対象とする。授業は集中的に行われ、毎週22時間（月火曜日と木金曜日は朝の9時半から午後4時まで、水曜日は朝の9時半から午後1時まで）行われる。期間は3週間で、定められた開講時から入校しなければならない。受講料は595ポンドとなっている。1クラスの人数は、12人以内としている。参加者は、中級ないし中級以上の英語力を備えていることが求められる。内容は、法務の英語の基礎を習得することを目指す。法律のコースではないが、主に法務の文脈における英語に集中し、学習活動は、判例研究、法務用語の増強、聞き取り能力の強化、交渉と会議の言語、電話の要注意事項、社交上の言語などを含み、刑法、民法、ヨーロッパ法などの話題に触れる。ロンドンで開業している弁護士に合う機会や法務関係機関を訪問する機会を設営する。このコースの目標は、現在の英語力を活性化して法務の場で専門的に英語を用いる準備を行うと共に、自信を強化し、理解力をつけ、専門用語を増強させ、異文化を理解する力を持つことに置かれている。

#### (4) 特別コース

##### ア) 個人教授

顧客の大半は上級ビジネスマンおよび専門職であり、これらの人々が、講演、会議での発表、重要な交渉などに先立って、プレゼンテーションの準備として、利用する場合が多い。ホテル、現場などへの出張サービスも行う。期間は1週間とし、受講料は、15時間で715ポンド、25時間で1,175ポンド、30時間で1,410ポンドとなっている。

##### イ) 特別グループ

特別の顧客の要望に応えて、内容、程度、期間、費用、クラスの大きさなどは、話し合いで決められる。これまでの顧客には、イベリア航空、スイス銀行、ユニリーバ、東芝などがあり、世界的な大企業からの委託訓練が多い。

#### 〔施設・設備〕

本校は、中規模校であり、ケンジントンの高級住宅地の中に位置している。地下1階地上3階の建物は、もとは貴族の邸宅だったので、24の教室とゆったりした食堂、コンピュータ室、ビデオ室、テープライブラリー、図書室、自習室、特別活動室を備え、14クラスまでの開講ができるようになっている。宿舎は、ホームステイおよびホテルの斡旋によっている。斡旋ホテルの一つ、ケンジントン・ヒルトン・ホテルは、徒歩1分のところにある。プログラムによって、企業、銀行、証券取引所、裁判所、弁護士事務所などへの訪問が、カリキュラムに、取り入れられている。

### 3. 英語教育の質的保証

#### (1) ブリティッシュ・カウンシルによる英語教育機関の認可と認証

##### 〔概要〕

ブリティッシュ・カウンシルは、イギリス外務省の管轄の下で、海外との文化交流を任務とする重要な非政府機関である。カウンシルは、国王の勅許状によって法人化された、独立の公益団体であって、その任務は、外国とイギリスの人々が、思想、教育訓練における能力と経験、書籍と定期刊行物、芸術、科学および技術の分野で交流する機会を提供することにある。カウンシルは、92か国、187都市に代表部をおき、144の図書館と72の英語教育センターを運営し、イギリスおよび外国の政府部局、大学、大使館、専門職団体、芸術団体、および実業界ならびに企業と連係して、幅広い知的ネットワークを構築している。カウンシルの歳入は、政府補助金、イギリスの海外援助プログラムの支出、および受託契約による教育事業収入からなっており、これらを合わせて、年間4億ポンド強である。

ブリティッシュ・カウンシルの中心的な活動のひとつに、英語の普及とイギリスで英語を学ぶ機会の推進がある。カウンシルは、1988年に、私立英語学校に認可を与える制度を、また1989年には、公立のカレッジが行う英語教育プログラムを認証する制度を開始した。これらの制度は、外国人学生および認可学校の所有者ないし公立カレッジの英語教育プログラムと教職員の利益のために、これらの学校の管理、教育、財務、および福祉の水準を審査し、改善することを、目的としている。以下この節では、これらの制度の目的と実情について、資料によって、報告する。

##### 〔ブリティッシュ・カウンシルによる私立英語学校の認可制度〕

『英語学校認可制度ハンドブック (*English Language Schools Recognition Scheme-Hand Book*, 1991)』の前文は、この制度の目的を、以下のように、述べている。

ブリティッシュ・カウンシルは、「英語学校認可制度」を、A. 国家の利益のために、1. 国際コミュニケーションの言語として、またイギリスを知るための手段として、英語の知識が海外に普及し、2. 外国人学生が英語を学ぶためにイギリスに来訪することを奨励し、3. すべての外国人に英語を教える私立英語学校がより高い水準を希求することによってイギリスの信用を高めること、B. 外国人学生の利益のために、1. 外国人学生もしくはその親またはスポンサーがイギリス滞在によって得られる教育的社会的利益に関して信頼感を持ち、2. 外国人学生を不都合な機関によって被害を被ることから防御し、3. どの英語学校が認可を受けて下り、したがって満足な水準を維持しているであろうことを、外国人学生が知ることができるようにすること、C. 私立英語学校の経営者と教職員の利益のために、1. 満足な水準を表示する単一のイギリスの基準を設定し、2. その基準に合致することを示した機関に学生を引き付けるために用い得る公的な裏書きを与えること、およびD. ブリティッシュ・カウンシルの勅許状の目的を追求するために、1. 海外のカウンシルの代表部において、学生予備軍に、信頼できる助言を与え、2. カウンシルが、職責により学生を送り込んだ機関の価値を自らよりよく判断できる立場に置き、3. イギリスにおける外国人学生のプラスの経験がより深いイギリスへの理解と共感を彼らにもたらすこと、を「目的」として運営するのである。

同ハンドブックの本文は、1章 制度、2章 認可審議会、3章 費用、4章 査察、5章 査察基準、の5章からなっている。制度について述べる1章では、1. 運営方法、2. 認可申請に適格の機関、3. 認可申請に不適格の機関、4. 認可申請に適格の活動、5. 多数の教場を持つ機関、6. 申請手続き、7. 認可校であることの表示方法、8. 認可の継続、9. 再査察、10. 認可決定の保留、11. 不服申し立て、12. 抜き取り調査、13. 法令上の義務、の諸項目について、明らかにする。2章は、認可審議会について、1. 委員の構成、2. 委員の選出方法、3. 委員の任期、4. 審議会の職務、5. 会議の運営、6. ハンドブックの改定、7. 年報について、定めている。この審議会の委員の構成は、「私立英語学校協会」の会長と副会長、その他の同協会の会員代表が2名、同協会の会員校以外の学校の代表が1名、外務省の代表が1名、イギリス観光庁の代表が1名、EFLの教員が1名、上記以外の学識者が2名、および「国公立カレッジ英語教育協会」(BASCELT British Association Association of State Colleges in English Teaching) の代表が1名、と定められている。加えて、この制度の査察員2名および私立英語学校協会(ARELS)の事務局長または教育部長ならびにブリティッシュ・カウンシルの英語部(ELD)の代表が1名出席するが、投票権は持たない。3章は、経費負担について、1. 総則、2. ハンドブック代金、3. 書面審査費、4. 査察費用、5. 年間の経費負担の決定方法、を定めている。4章では、査察について、1. 査察員の任命、2. 主任査察員、3. 査察員の派遣校への割当て、4. 査察員の職務、について、定める。査察員は職務として、5章に定められた各項目について、その定義された基準にしたがって評価し、評価を与える。評点は、「A」は基準を超えるもので優秀、「B」は規定に合致するもので良、「C」は全体としてみれば規定に合致するものに準じ改善してより高い評価に達する可能性の高い可であるもの、「D」は規定の水準を満たしていないがかなり改善すれば「C」のレベルになり得る不十分なもの、「E」は規定された水準よりもはるかに低く根本的な改善可新しい状況が発生しなければ評点の変えようがない不可のもので、いずれかの評点を表示しなければならない、とされている。5章の査察基準では、1. 管理運営、2. 施設、3. 設備、4. 教職員の資格、5. 教育管理、6. 教育および7. 福祉サービスの各項目について、どのような条件を備えていなければならぬかを、詳細に規定している。

このような規定にしたがって実施された査察の結果は、年報に報告されている。その結果は、かなり厳しい。『英語学校認可制度1992-03年度報告(English Language Schools Recognition Scheme Report for the Year 1992-93)』によると、当該1992-93年度に、査察を受けた機関は、98校、そのうち、合格が85校、保留が5校、不合格が8校であった。さらに、各項目ごとの評点を見ると、管理運営では、A 1校、B 5校、C 8校、D 2校、E 0、施設では、A 1校、B 3校、C 9校、D 3校、E 0設備では、A 0校、B 3校、C 11校、D 2校、E 0、教職員の資格の項目では、Aが0、Bも0、Cが10校、Dが6校、Eは0であった。教育管理においては、Aが1校、Bが3校、Cが8校、Dが3校、Eが1校、教育では、Aが0、Bが3校、Cが10校、Dが3校、Eが0であった。宿舎の手配などの福祉サービスでは、Aが3校、Bが5校、Cが7校、D、Eはいずれも0だった。

〔ブリティッシュ・カウンシルによる公立カレッジによる英語教育の認証制度〕

ブリティッシュ・カウンシルによる公立カレッジが提供する英語教育プログラムの認証制度は、『公立カレッジによる英語教育の認証制度ハンドブック (*Course Validation Scheme for State Colleges in English Language Teaching*)』により、その目的、組織、費用、査定、および査定基準を、明らかにされている。この認証制度は、「英語学校認可制度」と極似しており、公立カレッジによる英語教育の改善を図ろうとするものである。この制度は、このハンドブックの前文によれば、A. 国家の利益のために、B. 外国人学生の利益のために、C. 公立カレッジの英語教育プログラムの利益のために、そしてD. カウンシルの勅許状の目的にしたがって、ブリティッシュ・カウンシルが執行するものである。本文は、認可制度のハンドブックと同じように、制度、認証審議会、費用、査定、査定基準、の5章からなっており、認可 (recognition) と認証 (validation) および査察 (inspection) と査定 (assessment) が違うだけで、あとはほとんど同じである。制度については、運営方法、認証対象となるコース、認証の申請手続き、認証されたコースであることの表示方法、認証の継続、再査定、査定結果の通知、および不服申し立てについて、定めている。認証審議会については、委員の構成、委員の選任方法、委員の任期、審議会の役割、会議の運営、ハンドブックの改定、および年報について定めている。審議会の構成は、「英国公立カレッジ英語教育協会 (BASCELT)」会長、同協会の会員が2名、イギリス観光庁の代表が1名、英国海外学生問題評議会 (UKCOSA: United Kingdom Council for Overseas Student Affairs) の代表が1名、カレッジ学長協会 (The Association of Principals of Colleges) の代表が1名、教育査察交流中央事務局 (Central Bureau for Educational Visits and Exchanges) の代表が1名、地方自治体の代表が1名、現場教員の利益代表者が1名、その他の教員が1名、認可された私立英語学校の協会 (ARELS: Association of Recognized English Language Services) の代表が1名、と定められている。加えて、この認証制度の主任査定員およびブリティッシュ・カウンシルの英語部 (ELD) の代表が出席するが、投票権を持たない。3章は、費用について、総則、ハンドブック代金、査定費用、年間経費の決定方法、を定めている。4章では、査定について、査定員の任命、主任査定員、査定員の派遣校への割当て、査定員の職務について、定めている。査定員は、職務として、カレッジの英語コースを、5章に定められた各項目について、定義された基準にしたがって査定し、長所、改善を要する点などを具体的に報告し、認証すべきかどうかの提案をする。しかし、私立英語学校の場合のような認可の可否を問うものではないので、評点基準はない。5章の査定基準では、管理、運営、施設、設備、教職員の資案、教室における教育、および福祉サービスの各項目について、必要条件を詳細に規定している。

ブリティッシュ・カウンシルによる公立カレッジにおける英語教育コースを認証する制度の現状は、毎年の年報に報告されている。『公立カレッジにおける英語教育認証制度：1991—92年度報告 (*Courses Validation Scheme for State Colleges in English Language Teaching, Report for the Period October 1991–September 1992*)』は、発足後3年を経て、すべての「英国公立カレッジ英語教育協会 (BASCELT)」会員が、すでに査定を受けたか、査定手続きに入っていることを自賛し、1992年9月までに、48校の英語コースが査定員の訪問を受け、認証されたことを報告している。その間に、認証審議会および協会に提出された不服申し立ては、1件であった、という。

## (2) ケンブリッジ試験等による英語到達度の評価と認定

### 〔概要〕

ケンブリッジ大学は、1858年に、「ローカル・エギザミネーションズ・シンジケート (UCLES: University of Cambridge Local Examinations Syndicate)」を設立した。近年では、毎年百万人以上の人々がシンジケートの実施する試験に参加している。ケンブリッジ試験の水準は、広く世界に認められている。UCLESの設置目的は、適切、有効、廉価かつ安定的に教育成果の質を保証する評価サービスを提供すること、およびケンブリッジ・シンジケートが、世界の指導的な評価機関のひとつであると認められ続けるために必要な、研究開発を行うことにある。

### 〔現況〕

1992年度の年報 (*University of Cambridge Local Examination Syndicate 1992 Annual Review*) の巻頭言によると、この10年の間に、ケンブリッジ試験の受験者数は、2倍以上に増加し、毎年百万人以上の受験者を数えるに至った。増加は、「外国語としての英語」の試験の受験者によるところが最も大きく、10年間で3倍を超えていている。

またジンバブエ、モーリシャス、レゾト、スワジランド、ボツワナ、ブルネイ各国の文部省と協力して実施している学校教育の成果の評価試験の受験者も、3倍になった。受験者の増加は、ことに年少者の方で顕著で、16歳の受験者は、この間に、全受験者の50%から60%になった。

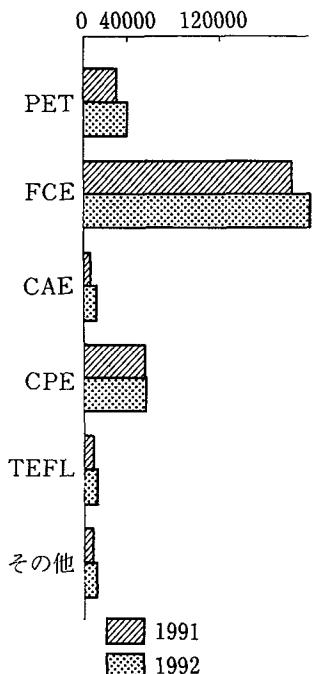
UCLESが試験サービスを提供する機関の幅も広がった。10年前と比べると、コンプライアンシップ・スクールおよび継続教育カレッジの受験者数が著しく増加している。全科目で、最低限パスの評価を受ける受験生の割合も、増加している。シンジケートは、また試験科目の増強に努めており、GCSE（中等教育一般証明書）の国際版IGCSEを開発、実施したほか、EFL（外国語としての英語）およびTEFL（外国語としての英語教育）試験も、1982年の4科目から、20科目に増強した。1988年からはAレベル科目の多くの分野に、モジュール化した試験を導入した。試験の執行は、地域的にも広がり、旧東欧諸国および中国に、試験サービスを実施する組織が構築された。

### 〔外国語としての英語〕

UCLESは、外国語としての英語の分野では、一般的な英語および特別の目的のための試験を、各種のレベルごとに、執行している。一般的な英語の試験は、書くこと、話すこと、読むこと、聞くこと、文法および語法の試験を含み、合格した場合には、認定書が与えられる。試験の種類は、入門レベルのPET (Preliminary English Test), 独り立ちのレベルのFCE (First Certificate in English), よくできるレベルのCAE (Certificate in Advanced English), 立派な英語の使えるCPE (Certificate of Proficiency in English), 大変立派な英語の使えるDES (Diploma in English Studies), がある。別途、コミュニケーション能力に重点をおいたCCSE (Certificates in Communicative Skills in English) が、上記各レベルに合わせて、I, II, III, IVと設けられている。特別の目的のための試験としては、教員向けのTEFL (Cambridge Examination in English for Language Teachers I & II), およびCEIBT (Certificate in English for Business and Trade) の試験を実施している。

なお、CAEは、1991年12月に導入された試験で、すでに60か国1万7千人の受験を見ている。

ケンブリッジ試験種類別受験者数



このFCEとCPEの中間のレベルを目標とすると位置付けられている新しい試験のあり方に関しては、レベルの適正化に最も大きな注意が向けられている。すなわちCAEは、FCEのAまたはBの評価に相当する学力、そしてCPEではCの評価に相当する学力を評価することが、適正なレベルとされている。1991～2年度における受験者数は、左図に示すように、PET, FCE, CAE, CPE, TEFLその他の試験においても増加傾向を示しているが、ことに新しく設定されたCAEの増加が目立つ。

さらに、UCLESは、PSE (Preliminary English Test) の水準に達しない英語到達度の外国人が受験するためのレベルの、基本英語の力を試す新しい試験、KET (基本英語試験: Key English Test) を開発している。この試験は、ヨーロッパ・カウンシルの提唱する「1990年の道程」に対応するものであって、1977年版の「道程」を改定して、(1990年に改定された) 入門レベルよりも下のレベルを目標にしたものである。この試験は、ヨーロッパでの共通言語能力の証明になるもので、ALTE (ヨーロッパ諸言語試験機関協会: Association of Language Testers of Europe) において、初級として位置付けられるものである。入門および道程レベルの改定は、BBCの推進するマルティメディア・プロジェクト「ルック・アヘッド」の展開に重要な触媒的役割を果たす。このプロジェクトは、60本のテレビ・ラジオ・プログラムを作成し、1994年から、放送されることになっているもので、UCLES, BBC, ロングマン, ブリティッシュ・カウンシルが資金を提供して、制作される。テレビ・ラジオ・プログラムに加えて、BBCが自習用教材を作成し、ロングマンが入門レベルより上のレベルの超えて学校で使う教材を開発する。UCLESが開発するKET試験は、「ルック・アヘッド」の前半30回分を終了したレベルを目指として設言され、1994—95年度から実施される予定になっている。

さらにUCLESは、機関試験部を設置した。これは、会社、英語学校、大学などを顧客として、その需要に対応するための活動をすすめる試みの一端で、1993年から活動を開始した。機関試験の結果に対しては、UCLESは、認定証書を発給しない。その結果については、UCLESから、機関に対して、その結果を報告し、一般の試験の結果との相対的な関係を提示する。

英語教師の認定のための試験プログラムは、1967年にCTEFL (Certificate in Teaching EFL: 外国語としての英語の教師のための認定書) が導入されたことに始まる。同年以降、英語教師の評価は、当初の証明書を発行する単一の試験から分化して、就職前のレベルのCertificate (認定書) と現役教師レベルのDiploma (資格免許状) に発展した。「認定書」と「資格免許状」の2段階のTEFL教員資格証明書は、1988年9月以降、ケンブリッジ/RSA (Royal Society of Arts) 試験として、UCLESによって、執行されている。

これらの英語教師の評価と認定は、英國を基盤とする英語教師の資格証明として世界的に信用を得ている。シンジケートでは、こうしたスキームが英語教師の専門職としての向上にさらに役立つよう、その体系化を図る努力を行っており、1991年11月に再検討計画がケンブリッジで始められた。1996年の秋までには、外国語としての英語教員の資格試験としての「認定書」と「資格免許状」の新しいシステムが導入される運びとなっている。

その他の試験機関による外国語としての英語の試験には、オックスフォード、ARELS、IELTなどがあり、それぞれの目的に沿って、実施されている。

## Ⅱ. アメリカ

### 1. 供給体制

アメリカにおける第二言語としての英語教育(ESL: English as a Second Language)は、小学校、中学校、高等学校、カレッジおよび大学、営利を目的として私立の英語学校、協会その他の非営利団体やボランティアなど、さまざまな形態で、提供されている。これら多様な英語教育プログラムの質的水準の維持と向上のための努力もまた、さまざまなやり方で行われている。

アメリカにおける第二言語としての英語教育プログラムおよびオリエンテーション・プログラムのもっとも包括的な一覧は、国際教育協会(IIE: Institute of International Education)の編集・刊行にかかる『合衆国における英語およびオリエンテーションのプログラム(English Language and Orientation Programs in the United States Offered by U.S. Institutions of Higher Education, Language Schools and Private Secondary Schools, New York N.Y., 1992)』である。本書では、第二言語としての英語教育プログラムは、4種類に分類されている。

(1) 第一は、「集中英語プログラム(Intensive ESL Program)」である。これは、毎週15時間以上の集中英語教育を行うフルタイムのプログラムと定義されており、通常、到達度に応じて、数種類のプログラムが用意されている。英語を母国語としない外国人学生は、合衆国またはカナダの大学に正規に入学する前に、数週間から数ヶ月の間、これらのプログラムに入学して、必要なレベルに到達するまで、英語力を高める場合が多い。集中英語プログラムは、教養学部、専門学部、あるいは大学院の学術的なプログラムと同時・並行にではなく、正規の入学の前に、フルタイムで行うべき訓練プログラムとして、設置されている。

このカテゴリーとしては、前掲書は、1,481プログラムを掲げている。その過半は、カレッジまたは大学のプログラムである。ただしこれらのプログラムは、多くの場合、カレッジまたは大学の卒業に必要な単位の認定されるコースの執行とは分離されており、独立部局により、独立採算・独立会計で、執行されている。

また、営利を目的とした、私立英語学校の提供するプログラムも、少なくない。同書には、たとえば「アメリカン・ランゲッジ・アカデミー」「ELSランゲッジ・センター」「CES」「レナート・バイリンガル」「アスペクト・インターナショナル・ランゲッジ・スクール」「IALS」「ICLS」「ボストン・スクール・オブ・モダーン・ランゲッジズ」「イングリッシュ・ランゲッジ・スタディー・センター」「カプラン・インターナショナル・インスティチュート」などの紹

介と広告が掲載されている。

一例として、「アメリカン・ランゲッジ・アカデミー」の広告のキャッチフレーズを列挙して見ると、「年中入学可能」「5週間よりの集中プログラム」「2週間の特別プログラム」「顧客のニーズに合わせてスケジュールされる役職者向けプログラム」「集中プログラムは月曜から金曜日まで毎日5時間の学習」「特別集中プログラムには追加授業」などである。また、「C E S」の広告のキャッチフレーズは、「集中コース」「年中入学可能」「TOEFLおよびケンブリッジ試験準備」「休暇プログラム」「役職者向けおよび小人数プログラム」「学寮およびホームステイ斡旋」などとなっている。また両校は、合衆国教育省長官のアクレディテーション組織のリストに入っている「継続教育・訓練のアクレディテーション委員会 (The Accrediting Council for Continuing Education and Training)」によるアクレディテーションを受けていることも、明記している。プログラムのこのような内容と外部機関による信用の裏付けの仕方は、イギリスの私立英語学校の場合と、よく似ているといえよう。

(2) 第二は、「第二言語としての補修英語コース (ESL Courses)」である。これは、合衆国やカナダのカレッジや大学が、外国人学生に、教養課程あるいは専門学問分野の学習・研究を行うかたわら、同時に英語のスキルを向上することができるよう、提供しているものである。このカテゴリーに分類されている「コース」は、フルタイムのプログラムとは異なって、毎週15時間以下の英語学習を、パートタイムで行うように、設置されている。多くのコースは、学者や学生の家族や実務家の受け入れを歓迎しており、継続教育的な要素が強い。また、外国人学生が学位をめざして学問分野の学習・研究を行うかたわら第二言語としての英語コースで学ぶことは、ある程度以上の到達度に達していなければ、困難である。一般に、英語の到達度が未熟な学生は、学位を目指して学問分野の研究に入る前に、集中英語プログラムを受講することを勧められている。

第二言語としての英語コースのカテゴリーには、459コースが提示されている。ハーバード大学やスタンフォード大学などを含む大学が提供するものも多いが、コミュニティー・カレッジが提供するものはさらに多いように見受けられる。

(3) 第三は、「中等教育機関における第二言語としての英語プログラム」である。本書においては、合衆国における私立中等教育機関が提供している第二言語としての英語プログラムが、87プログラム、記載されている。公立の中等教育機関でも、ことに英語を母国語としない人々が多数居住している地域では、第二言語としての英語プログラムを実施しているものが少なくないが、その実態については、各地の教育委員会に問い合わせるように述べるに止め、報告を避けている。

(4) 第四是、「夏期に行われる第二言語としての英語教師のためのプログラム」である。ここでは、合衆国の夏休みの期間を利用して提供されている、第二言語としての英語教師の英語教育のスキルを向上させるために、外国から訪米する教師たちのためのプログラムが列挙されている。このカテゴリーには、21のプログラムが掲載されている。

(5) 上記とやや性格を異にするものに、「第二言語としての英語教師の養成のための学位等を授与するプログラム」がある。これらは、上記の I I E の刊行物には、記載されていない。そのため、TESOLの刊行にかかる『合衆国における第二言語としての英語教育の専門職養成プログラム要

覧 (Directory of Professional Preparation Programs in TESOL in the United States 1992-1994, Alexandria, VA; TESOL, Inc., 1992) を参照して、概要を述べる。

同書には、第二言語としての英語教育の教師を養成し、修了者に、学位もしくは資格認定証書を与える171機関、304プログラムが詳述されている。これらの304プログラムのうち、33のプログラムが博士の学位、178のプログラムが修士の学位、42のプログラムが学士の学位、42のプログラムが資格認定証書を与えるものである。また、学部レベルの副専攻として、11のプログラムが設置されており、州政府による認定ないし認可を受けたものが、11プログラムある。

## 2. 内容・教職員・サービス

アメリカにおける第二言語としての英語教育プログラムは、多様ではあるけれども、目的別にかなりよく整理されている。今回の調査の主たる関心は、高等教育レベルにおける国際流動に伴う言語教育とその質の保証があるので、児童のための英語教育については、職能団体などで調査研究されているけれども、取り上げる対象外とし、高等教育レベルのプログラムの内容・スタッフ・サービスについて、前掲の IIE の *English Language and Orientation Programs in the United States* の記述に基づいて、略述することとする。

### (1) 「集中英語プログラム (Intensive ESL Programs)」

(第二言語としての) 集中英語プログラムの内容・スタッフ・サービスの概要を示すために、1,481のプログラムのなかから、大学、カレッジ、英語学校の提供する代表的なプログラムを、それぞれひとつずつ取り上げて紹介する。

ア) [サザン・イリノイ・ユニバーシティー／センター・フォー・イングリッシュ・アズ・ア・セカンド・ランゲッジ] (イリノイ州カーボンデール市)

レベル	授業	ラボ
基礎	25時間／週	5時間／週
初級	23時間／週	2時間／週
中級	23時間／週	2時間／週
上級	23時間／週	2時間／週

(オプショナルでチュートリアル(個人授業)を行うことができる。)

学期 8月、10月、1月、3月に始まる 8週間；5月、7月に始まる 6週間。

長期休暇：12月に始まる 1か月。

平均的なクラスの人数：12人。集中英語プログラムの規模：各学期平均120人。

教員：フルタイム12人、パートタイム16人。フルタイム教員の1週あたり授業時間：15時間。12人のフルタイム教員は全員 E S L 分野の上級学位を持っている。

対象：外国人学生。

入国書類：I—20を発給。

大学の単位：与えられない。上級の一部を終了した者には大学のコースの履修を認める。

英語到達度試験：国際および機関用 TOEFL。

学生サービス：勉強のカウンセリング，フィールド・トリップ，ホームスティ，ホスト・ファミリーの斡旋，個人的カウンセリング，リクリエーション，C A I。

学費：授業料，900ドル／8週間。申込金，25ドル。活動費，64ドル。健康保険，70ドル。

宿舎：学寮なし。学外の宿舎を斡旋する。値段は高くない。

給食：給食制度はない。

設置：1964年。本プログラムの設置者は，アクレディテーションを受けた大学でありまた別途に，E S Lコースも設置している。本プログラムは，T E S O Lの定めた基準を遵守している。

イ) [セント・マイケルズ・カレッジ／インターナショナル・プログラム・センター] (バーモント州ウイノスキー郡パーク町)

レベル	授業	ラボ
基礎	20時間／週	5時間／週
初級	20時間／週	5時間／週
中級	20時間／週	5時間／週
上級	20時間／週	5時間／週

学期：年間を通じ，15週間，もしくは11週間，もしくは8週間。

長期休暇：12月に始まる4週間。平均的なクラスの人数：13人。集中英語プログラムの規模：各学期平均65人。

教員：フルタイム8人，パートタイム2人。フルタイム教員の週あたり授業時間：13時間。フルタイム8人およびパートタイム2人の教員はE S L分野の上級学位を持つ。

対象：外国人学生。

入国書類：I—20，I A P—66を発給。I—20は条件付入学の場合を含む。大学の単位：学部選択科目の6単位まで，E S Lの単位による互換を認める。

英語到達度試験：ミシガン・テストおよび本学の開発にかかるテスト。

学生サービス：勉強のカウンセリング，大学進学の世話，フィールド・トリップ，個人的カウンセリング，リクリエーション。

学費：授業料，2,195ドル／8週間。申込金，20ドル。

宿舎：学寮完備。部屋代，726ドル／8週間。学外施設は見つかりにくく，高価。

給食：600ドル／8週間。

設置：1954年。本プログラムの設置者は，アクレディテーションを受けたカレッジであり，また別途に，E S Lコースも設置している。本プログラムは，T E S O Lの定めた基準を遵守している。

ウ) [ランゲッジ・パシフィカ/E S Lプログラム] (カリフォルニア州パロアルト市)

レベル	授業	ラボ
基礎	17時間／週	5時間／週
初級	17時間／週	5時間／週
中級	18時間／週	4時間／週
上級	20時間／週	2時間／週

学期：當時入学可能。

長期休暇：12月に始まる1週間。

平均的なクラスの人数：10人。集中英語プログラムの規模：各学期平均80人。

教員：フルタイム7人、パートタイム10人。フルタイム教員の週あたり授業時間：30時間。フルタ

イムのうち3人の教員はESL分野の上級学位を持つ。

対象：すべての希望者。

入国書類：I-20を発給。

大学の単位：該当しない。

英語到達度試験：機関用TOEFL。

学生サービス：勉強のカウンセリング、大学進学の世話、フィールド・トリップ、ホームステイ、

ホスト・ファミリーの斡旋、個人的カウンセリング、レクリエーション。

学費：授業料、522ドル／月。申込金、95ドル。

宿舎：学寮は夏期期間中のみあり。学外の宿泊施設はすぐ見つかる。安価。本校で斡旋する。

給食：500ドル／月。

設置：1979年。本プログラムの設置者は、アクレディテーションを受けた高等教育機関ではないが、本プログラムは、TESOLの定めた基準を遵守している。

## (2) 「第二言語としての英語コース (ESL Courses)」

第二言語としての英語コースは、正規の4年制大学または2年制カレッジにおいて、条件付で入学を認められた正規留学生の研究を支援するため学術的な英語学力の補完を目的とする長期的なもの、および正規学生以外に、同伴者や短期滞在者、ビジネスマンなどの入学を認めるものがある。459のコースのなかから、4年制大学および2年制カレッジの例を一例ずつ、代表的な事例として紹介する。

ア) [アメリカン・ユニバーシティ] (コロンビア特別区ワシントン市)

正規入学に求められるTOEFL得点：学部、600点；大学院、600点。（左記以上の得点であれば、ESLは免除される）

ESLコース・パートタイム入学：同伴者、短期滞在者、ビジネスマンの入学を認める。

オリエンテーション：アメリカ人および外国人学生に対して1週間のキャンパス・オリエンテーションを実施する。外国人学生に対しては、特別プログラムを用意する。

学生サービス：学術的、文化的、個人的カウンセリング；学習スキル、および特殊目的のための英語のワークショップ。

ESLコース：

秋学期および春学期

上級：

大学院論文執筆セミナー、1時間／週、14週／学期。

秋学期、春学期および夏学期

上級：

学部レベル読解と論文執筆の指導、3時間／週、14週／学期。

学部レベル論文執筆スキル・ワークショップ、3時間／週、14週／学期。

作文スキル指導、5時間／週、14週／学期。

英語ワークショップ、3時間／週、14週／学期。

読解とテキスト分析、5時間／週、14週／学期。

設置者：本プログラムの設置者は、アクレディテーションを受けた大学であり、また別途に、集中英語プログラムも設置している。本プログラムは、TESOLの定めた基準を遵守している。

イ) [リーハイ・カウンティー・コミュニティー・カレッジ] (ペンシルバニア州シュネックスヴィル市)

正規入学に求められるTOEFL得点：該当しない。カレッジにおいて、ESLコースへのクラスわけ試験を実施する。

ESLコース・パートタイム入学：同伴者、短期滞在者、ビジネスマンの入学を認める。

オリエンテーション：外国人学生に対して1日のキャンパス・オリエンテーションを実施する。

学生サービス：学術的、個人的カウンセリング；外国人学生アドバイザー。

ESLコース：

秋学期および春学期

初級および中級：

第二言語としての英語、3～15時間／週。

上級：

第二言語としての英語、9時間／週。

本プログラムの設置者は、アクレディテーションを受けたカレッジであり、また別途に、集中英語プログラムも設置している。本プログラムは、TESOLの定めた基準を遵守している。

(3) 「中等教育機関における第二言語としての英語プログラム」

中等教育機関におけるESLプログラムは、おおむね合衆国において中等教育を完了しようとする外国人学生に対する支援サービスプログラムである。しかし、多くの学校は、母国で中等教育を完了する意図を有する外国人学生が集中英語教育を受ける機会としてプログラムを提供しているのであり、ことに夏期のプログラムの場合には、後者の目的で利用されることが多い。

IEの前掲書の掲げるものは、私立学校のものに限られているけれども、公立中等機関においても、ことに英語以外の言語を用いて生活をしている人々の多い地方では、ESLプログラムを実施している学校が少なくない。これらについては、当該地方の教育委員会などに問い合わせる必要があり、この報告に含めることはできなかった。一例として、前節前掲書の記載する87のプログラムのうちから、ペンシルバニア州にある1私立中等教育機関のプログラムを代表例として紹介する。

ア) [ペーキオメン・スクール] (ペンシルバニア州ペンスバーグ市)

ESLプログラム：通年。

クラス：時間／週

初級：15

9月に始まる32週間継続して教育する。

ESLコース：

初級，中級：

文学，5時間／週。

中級：

第二言語としての英語，10時間／週。

世界の文化，5時間／週。

上級：

文学と作文，5時間／週。

TOEFL，5時間／週。

初級，中級，上級：

第二言語としての英語，5時間／週。

アメリカ史，5時間／週。

学年：9月開始。

長期休暇：12月に始まる3週間。

定員：210人：外国人学生35人／学年。

対象：入学を認められた外国人学生。

入国書類：I-20を発給。

テスト：SLEP。

オリエンテーション：外国人学生に対して、授業開始前に1週間実施する。

学生サービス：勉強のカウンセリング，大学進学の世話，フィールド・トリップ，ホームステイ，ホストファミリーの斡旋，個人的カウンセリング，レクリエーション。

費用：授業料，部屋代，食事代，15,500ドル：ESLプログラム，1/3年につき，1,800ドル：諸経費，1,200ドル／年。

部屋代および食事代：授業料に含む。

環境：小さな町。

(4) 「夏期に行われる第二言語としての英語教師のためのプログラム」

夏期に行われる第二言語としての英語教師のためのプログラムは、5月から9月の間にアメリカの高等教育機関ないし英語学校で開設されているもので、外国でELSの教師をしている人々を対象としている。前節前掲書の掲げる21のプログラムから、充実していると思われる一例を選んで紹介する。

ア) [ユニバーシティ・オブ・カリフォルニア・パークレー校ユニバーシティ・エキスшенションTESL教育部] (カリフォルニア州パークレー市)

コース：

6月，7月，8月。

\* ESLにおけるコンピュータ

ESL教育において使用できるさまざまなコンピュータの利用方法の俯瞰。

\*異文化間コミュニケーション

教師が文化の違いを超えて使うことのできる技術の俯瞰。

\*口頭表現力の開発

口述言語活動を成功に導く基本戦略。

\*教室運営の基本

効果的に教え学ぶための基本的な戦略のスキルと理解。

\*言語学の基本

TESLにふさわしい言語学および社会言語学の入門。

\*文法の基本

英文法がいかに作用し、その法則を見つけさせるための入門。

\*TESLの方法と教材

教室運営と教材デザインの具体的な入門。

\*多感覚的言語活動

会話的、双方向的な教室戦略の用い方の具体的入門。

\*第二言語の習得

第一言語の習得と第二言語の習得の差異の検証。

\*TESLの戦略

ESL教育への自然なアプローチの入門。

プログラムの規模：250人。

参加者の分布：アジア、5%；中東／北アフリカ、5%；北アメリカ、85%；西ヨーロッパ、5%。

対象：上級の英語力のあるESL教師。学士号取得者。

プログラム参加に要求される最低英語学力水準：TOEFL 600点。

入国書類：外国人のコースへの参加登録は旅行者ヴィザにより認められる。

締切：応募締切は3月1日。

サービス：学術的カウンセリング。

費用：授業料、150～300ドル／コース：申込金、60ドル。書物、25ドル。

宿舎：学寮有り。部屋代および食費、800～1,500ドル／月。学外の宿舎は希少で、高額。

食費：部屋代に含む。

認定書：プログラムの修了、合格の際授与。教師は、プログラム修了のために、すくなくとも1ヶ月セッションを完了しなければならない。

なお、本プログラムの設置母体は、アクレディテーションを受けた大学であり、本プログラムは、TESOLの定めた基準を遵守している。

(5) 「第二言語としての英語教師の養成のための学位等を授与するプログラム」

第二言語としての英語教師の養成のための学位等を授与するプログラムには、大学院の博士課程および修士課程ならびに認定書課程、そして少数の学部レベルのプログラムがある。その主体は、

圧倒的に、修士号を授与するプログラムである。このことは、304のプログラムのうち過半数の178のプログラムが修士号を授与するプログラムであること、博士号を授与するプログラムは第二言語としての英語教師を養成するためというよりは、応用言語学およびその他のインター・ディシプリンアリーな分野の研究者養成に向けられていることからも、明らかである。前節でも引用したTESOLの*Directory of Professional Preparation Programs in TESOL in the United States*の記載によって、a. 33の博士号授与プログラム、b. 178の修士号授与プログラム、c. 29の学士号授与プログラム、d. 42の認定書授与プログラムの中から、それぞれひとつの事例を紹介することによって、それらの内容等のあらましを示したい。

a. 博士号授与プログラム

ア) [インディアナ大学・言語学研究科] (インディアナ州ブルーミントン市)

授与される学位：博士（言語学：PhD in Linguistics）

学位取得までの時間：個人差が大きい。学生はフルタイムまたはパートタイムで、秋学期の初めに、研究を開始しなければならない。応募の締め切りは2月15日。

学位取得の必要条件90件：単位。2外国語の能力が全学生に要求される。英語を母国語としない学生に関しては、英語により2外国語の要求のひとつが充足される。教育実習、学位論文、および総合試験が課される。

開講科目 (\*印は必修)：音声学、発音学、構文法、言語習得論のうちから、それぞれ1コース。

\*上級発音表記、音声学理論、上級構文法、言語学史、言語構造の諸モデル、言語と社会、英語の方言、バイリンガリズムと言語接触、意味論、辞学、上級音声学、言語学とコンピュータ、言語学のフィールドワーク、対比分析、言語類型学などの上級コースのうち、すくなくとも4コース。応用言語学、話法分析、言語実用法、第二言語修得法、社会言語学、言語プログラムの企画開発、言語プログラム評価などの主題による上級セミナー。

専任教員：キャスリーン・バードヴィ＝ハーリック、ロバート・ボトニー、チャールス・バード、ダニエル・ディンセン（科長）、スチュアート・デイヴィス、ハリー・グラッドマン、ペヴァリー・ハートフォード、ジョニー・カナーヴァ、ポール・ニューマン、ロバート・ポート、リンダ・シュヴァルツ、アリス・テア・ミューレン、アルバート・ウォルドマン。（13人）

入学資格：修士プログラムを参照のこと。加えて、本プログラムは修士またはそれに相当する学位、およびGREの得点を要求する。

授業料、諸費用、および学費援助：修士プログラムの記述に同じ。

その他：候補者は、応用言語学、第二言語修得、および社会言語学のいずれかの分野を専門として、言語学博士の学位を取得することができる。プログラムは個々の学生の関心に応じて設計される。1990～91年度には、アメリカ人2人、外国人4人が、本プログラムを終了して、博士の学位を取得した。

本学は、外国人学生のために、集中英語プログラムを開講している。

1992年度のサマー・セッション：開講しない。

詳細問い合わせ先：インディアナ州／ブルーミントン市／インディアナ大学／言語学部／応用言語

## 学研究科博士課程

### b. 修士号授与プログラム

ア) [インディアナ大学・TESOLおよび言語学プログラム] (インディアナ州ブルーミントン市)

授与される学位：修士（外国語としての英語教育専攻：MA in TESOL）

学位取得までの時間：3学期。学生はフルタイムまたはパートタイムで、秋学期または春学期の初めに、研究を開始することができる。秋学期入学の応募の締め切りは2月15日、春学期入学の応募の締め切りは9月1日。

学位取得の必要条件：30単位。1外国語の能力が全学生に要求される。英語を母国語としない学生に関しては、英語により外国語の要求充足される。教育実習が課される。修士論文は選択。総合試験は課されない。

開講科目 (\*印は必修) : \*言語学概論, \*応用的, 伝統的, 構造的英文法, 応用言語学概論, \*第二言語習得論, \*言語学の蓄積とTESOL, \*TESOL実習, \*言語テスト論, アメリカ文化, 第二言語修得に関する最近の研究, 対比分析, トピックによるセミナー。また指導教官の助言を得て、言語諸学科の開講している社会言語学、一般言語学、言語教育などの多様な科目から、選択科目として選ぶことができる。

専任教員：キャスリーン・バードヴィ＝ハーリック、リチャード・ビア、ハリー・グラッドマン(科長), スザン・グリア、エディス・ハナニア、ベヴァリー・ハートフォード、マーリン・ハワード、ブルース・リーズ、ダニエル・リード。(9人)

入学資格：本大学院に入学するためには、学士またはそれに準じる学位を有し、履歴書、および推薦状3通を提出しなければならない。英語を母国語としないものはTOEFLの得点が570点以上でなければならない。

授業料、諸費用、および学費援助：授業料は、州内学生については1単位ごとに93.90ドル、州外学生は1単位ごとに266.60ドル。健康保険料、器具使用料、学生活動費として1学期ごとに89.90ドル。少ないけれども、教育助手の機会および奨学金の可能性がある。

その他：このプログラムは、英語、第二言語習得、方法論、教育実習、試験などに重点を置き、その他社会言語学、世画のさまざまな英語、異言語間意志疎通の実践方法などに配慮した、均衡の取れたものとなっている。このプログラムは、言語学科、言語教育学科、および言語関連、教育関連の諸学科と緊密な連係を保っている。

1990～91年度には、アメリカ人15人、外国人15人が、本プログラムを終了して、修士の学位を取得した。

本学は、外国人学生のために、集中英語プログラムを開講している。

1992年度のサマー・セッション：I：5月11日から6月18日まで；II：6月19日から8月7日まで。

応用言語学概論(I) および語学試験法(II)を開講予定。

詳細問い合わせ先：インディアナ州／ブルーミントン市／インディアナ大学／TESOLおよび応用言語学プログラム／ハリー・グラッドマン

c. 学士号授与プログラム

ア) [ニューメキシコ大学・多文化教師教育におけるカリキュラムと指導方法学科] (ニューメキシコ州アルブルケルケ市)

授与される学位：学士（教育学 T E S O L 主専攻もしくは副専攻：BA in Education with a major or minor in TESOL）

学位取得までの時間：8学期。学生はフルタイムまたはパートタイムで、どの学期からでも、履修を開始することができる。秋学期入学の応募締め切りは7月26日、春学期入学の応募締め切りは12月28日、夏学期入学の応募締め切りは5月20日。

学位取得の必要条件：128単位。英語を母国語とする学生には、1外国語の能力が要求される。英語を母国語としない学生に関しては、外国語の要求は英語で充足される。教育実習は必修である。卒業論文および総合試験が課されることはない。

開講科目 (\*印は必修) : \*言語学概論, \*英文法, \*第二言語教育法, \*TESOL方法論, \*異文化教育論, \*読解教育法, 二言語教育論, \*書き方教育法, \*外国語(第一外国語12時間, 第二外国語6時間)。

専任教員：ディーン・ブロドキー, フェデリコ・キャリヨ, ルイス・デュラン, ラリー・スミス, ジョン・オラー, ルロイ・オーティッズ, アニタ・ファイファー, ロバート・ホワイト。(8人)

入学資格：本学の入学資格は、アクレディテーションを受けている高等学校から認定された高等学校カリキュラムにおいて最低限度C平均で卒業したものとする。教師教育への進学には、B平均の学業成績が要求される。

授業料, 諸費用, および学費援助：授業料は州内学生については1学期ごとに726.50ドル、州外学生は1学期ごとに2,575.00ドル。

その他：このプログラムは、教育学的言語学、方法論、現場体験に均等の力をかけるまとまりのあるプログラムである。現場体験は、さまざまな年齢層について、外国人学生、アメリカ・インディアン、ヒスピニックス、さまざまな言語文化の背景を持つ移民の人たち、二言語プログラムについて可能である。

1990~91年度には、アメリカ人8人、外国人1人が、本プログラムを終了して、学士号を取得した。

本学は、外国人学生のために、集中英語プログラムを開講している。

1992年度のサマー・セッション：6月8日から7月31日まで；異文化間教育論、TESOL方法論、および二言語教育論を開講予定。

詳細問い合わせ先：ニューメキシコ州／アルブルケルケ市／ニューメキシコ大学／多文化教師教育におけるカリキュラムと指導方法学科・TESOLおよび応用言語学プログラム／ロバート・H・ホワイト

d. 資格認定書授与プログラム

ア) [ブリガム・ヤング大学・言語学科] (ユタ州プロボ市)

授与される資格：T E S L 資格認定書 (Certificate in TESL)

期間：2 学期。学生はフルタイムまたはパートタイムで、どの学期からでも、履修を開始することができるが、秋学期入学を強く推薦する。秋学期入学の応募締め切りは外国人学生は 2 月 27 日、アメリカ人学生は 5 月 15 日、春学期入学の応募締め切りは外国人学生は 10 月 30 日、アメリカ人学生は 2 月 20 日、夏学期入学の応募締め切りは外国人学生は 12 月 31 日、アメリカ人学生は 4 月 15 日。プログラムの求める必要条件：21 単位。アメリカ人学生には、1 外国語の能力（中級レベル）が要求される。英語を母国語としない学生に関しては、外国語の要求は英語で充足される。教育実習は必修である。修了論文および総合試験が課されることはない。英語を母国語としない学生においては、作文クラス 3 単位の履修を必修とする。

開講科目 (\*印は必修) : \* 言語、頭脳、世界、\* E S L 上級作文（英語を母国語としない学生の必修科目）、\* E S L 方法論、\* 教育実習、\* 開講科目一覧表の中から 12 単位。

専任教員：レイ・ペアード、ロバート・ブレア、チエリル・ブラウン、レイ・グレアム、ジョン・ロバーツソン、メルヴィン・ルティー（長）、アラン・メルヴィー、グレン・プロヴスト、マアリ・スコット。（9 人）

入学資格：本学の大学院のレベルのプログラムへの入学資格は、アクレディテーションを受けている大学から学士号を授与されており、最低限度 B 平均の学業成績を上げたものとする。英語以外の言語を母国語とする学生の場合には、TOEFL の得点が 580 点以上であることを要する。推薦状 3 通および計画書が必要である。

授業料、諸費用、および学費援助：授業料は、8 単位につき、モルモン教徒は 1,170.00 ドル、その他は 1,744.00 ドル。財政補助を必要とする学生にたいしては、学費の一部分を免除する制度がある。

その他：このプログラムの開講科目は、最新の研究から実際的および理論的成果を取り入れている。学生は、さまざまな最新機材を使用することができる。

1990~91 年度には、アメリカ人 15 人、外国人 15 人が、本プログラムを修了した。

本学は、外国人学生のために、集中英語プログラムを開講している。

1992 年度のサマー・セッション：6 月 22 日から 8 月 14 日まで；開講予定科目は、言語、頭脳、世界、言語学入門、言語習得論、T E S L 実習、E S L 方法論入門。

詳細問い合わせ先：ユタ州／プロヴォ市／ブリガム・ヤング大学／言語学科長

### 3. 英語教育の質的保証

ここでは、アメリカにおける英語教育の質の保証と向上にもっとも大きな寄与を果たしていると思われる (1) N A F S A、(2) T E S O L、および(3) T O E F L の 3 つのプログラムについて述べることとする。

(1) N A F S A の国際教育交流に関する指針と自己点検プログラム

〔概要〕

NAFSA（国際教育者協会 Association of International Educators）は、国際教育交流の分野の専門家たちに、訓練、情報、その他の教育サービスを提供している非営利の会員組織である。会員は、約7,000人の個人および中等後教育機関の代表者たちからなっている。その前身は、同じNAFSAの略称で、National Association of Foreign Student Advisers すなわち全米留学生担当者協会であった。NAFSAは、ESL分野の専門職を構成員とする専門部会として、ATESL（第二言語としての執行責任者と英語教師の部会：Administrators and Teachers of English as a Language）を持っている。

#### 〔NAFSAの指針〕

1980年代の初期に、NAFSAの機関会員および個人会員の間で、質的向上の意欲が高まっていた。これら有志は、国際教育交流の専門家が、国際教育交流を効果的に実施するための、有益で、認知された指針を制定することを怠ってきたという、憂慮に対処するために、「基準と職務に関する実行部隊（Task Force on Standards and Responsibilities）」を召集した。この実行部隊は、「国際教育交流のためのNAFSAの指針：NAFSA Principles for International Educational Exchange」を策定した。NAFSAの指針は、英語教育の明確に記述された指針および機関の責任を示す。そればかりでなく、外国人および研究者サービス、国際的学生募集および入学者選抜、アメリカ人学生が海外で学習するための助言及びプログラム執行、さらにコミュニティーのプログラムやサービスについて、一定の指針と機関の責任を示している。この「指針」に、NAFSAによる教育機関の自己点検プログラム支援によって、推進されている。

#### 〔NAFSAの自己点検プログラム〕

「指針」に掲げられたNAFSAの自己点検プログラムは、教育機関および国際教育交流プログラムを、以下の点で支援するように、デザインされている。

- \* 国際教育交流プログラムおよびサービスの長所と弱点を評価すること。
- \* これらのプログラムとサービスの質を改善し、そうすることによって、教育交流のプロセスの効果を増進すること。
- \* 国際教育を評価し、改善するための各機関の能力を、当該機関の使命にふさわしい形で、強化すること。

教育機関は、このプログラムに、以下の方法で参加する。

1. 「NAFSAの指針」を、当該機関が努力する方向を示す、好みのあり方の適切な規範として是認すること。
2. その国際教育交流プログラムとサービスについて、自己点検を実施すること。

NAFSAは、プログラムに照準を合わせた自己点検を推進し、特に集中英語プログラムを対象としたワークショップを実施した。NAFSAは、ESLプログラム自体の目標、人材や財源、機能および成果だけでなく、当該プログラムとその母体機関あるいは組織との接続に注目すべきだと主張する。

NAFSAは、『自己点検ガイド（NAFSA's Self-Study Guide, 1st published 1983, new ed, 1993）』を刊行・配布するほか、経費分担方式でコンサルタントを派遣するサービスを実施するな

どの方法によって、各機関の自己点検を支援している。以下は、『自己点検ガイド』の掲げる、国際教育交流の指針の要旨である。

#### [諸機関のための指針]

1. 当該機関は、理事会によって保証され、当該機関によって開発された国際交流プログラムの目標と目的を推進する、明確に述べられた政策を持つべきである。当該プログラムは、当該機関の計画と予算に明示されていなければならない。プログラムの教職員などのリソースの整備は、当該プログラムがこの文書に提示された方針をまもって運営できることを保証するに足るものでなければならない。
2. 当該機関の執行部スタッフは、国際交流政策の学術プログラムおよび学術スタッフに対する意義を、教員および執行部スタッフと協議しなければならない。
3. 国際教育交流プログラムは、当該機関の基本目的と長所に密接に関連し、かつ調和するものでなければならない。
4. プログラムの規模の如何にかかわらず、当該機関は、社会、宗教、食習慣、および住居などの文化的なニーズに敏感であることを示す責任を有することを認めなければならない。
5. 国際教育交流に参画することによって特段に求められる諸サービスは、その職務のための訓練を受けた人材によって行われるべきである。また、機関の政策として、教職員が行う諸活動のために、彼らが適切な訓練を受ける機会を確保しなければならない。
6. 教職員は、国際教育交流プログラムの職務を実施するに当たって、さまざまな文化から来る人々にたいする敬意と感性を保たなければならない。
7. 当該機関は、設定された目標に照らして、プログラム、政策、およびサービスを定期的に、評価し、これらの目標を規則的に見直さなければならない。

#### [外国人学生の入学許可のための指針]

1. 外国人学生に対する入学許可の目標および政策は、機関全体の目標および政策に直接に関連しているべきであり、かつ以下の要件を含まなければならない。
  - \* 入学許可が与えられる学生の学術的特性。
  - \* 求められる学生のレベル学部か、大学院か。
  - \* 優先され、もしくは抑制される、地理的領域。
  - \* (学生全体の中の割合として) 望ましい外国人学生数。
  - \* 当該機関が、外国人学生に与える財政援助の概要。
2. 入学許可に関する資料は、十分に、完全に、明瞭に書かれ、また志願者がアメリカの教育に不慣れであること、英語が容易にはわからないことに配慮していなければならない。以下の項目を含むように、注意すべきである。
  - \* 入学許可要件と手続きの詳細な情報。
  - \* アメリカの高等教育に不慣れな学生でも理解でき、学術的な判断を下しえるような、率直、適切、かつ最新の情報。
  - \* 学費および生活費全体の現実的な情報、および奨学金をもらえる可能性。

\* 英語の要件、および当初、英語訓練プログラムへの入学を許可した場合に、当該機関が当該学生を学術プログラムに受け入れることに、どの程度責任をとるのか。

\* 学術プログラムの諸要件についての具体的な情報。

\* 入学許可の諸条件、前金、オリエンテーション、および来る前に取らなければならない手順に関する完全な情報。

3. 学術プログラムおよび英語訓練プログラムのいずれにおいても、外国人学生の募集は、倫理的な、責任あるやり方で、行わなければならぬ。

\* 当該学生の教育目標が、確認されなければならない。それが、受け入れ機関によって達成され得るかどうかについて、判断されなければならない。

\* 入学許可の決定は、学術記録類、英語到達度報告書、およびその他の補助書類を含む完全なファイルを用いて行わなければならぬ。

\* ヴィザ申請用の証明書の発行を含む入学許可に伴う責任は、第三者に委任してはならない。

\* 英語訓練プログラムへの応募者に対しては、当該機関は、この種の応募者を、爾後、その学術プログラムに入学させることを、どの程度約束するのか、あるいは、他の機関への入学できるように、どの程度援助するのかについて、十分な情報を与えなければならない。

4. 外国人の入学手続は、外国の教育の記録の解釈について訓練を受けた、専門能力のある人材によって、行われなければならない。この職務は、規模の要求に従って、フルタイムもしくはパートタイムの人員によって行われてよい。

\* 学部レベルでは、外国人学生の入学選考は、通常、中央の入学担当部門によって行われるが、教員の助言によって、向上を図るべきである。

\* 外国大学院生の入学者選考においては、研究科長と教員の委員会が大きな役割を果たす場合が多いが、決定手続きにおいては、入学担当部門の助言と提言を傾聴すべきである。個々人が入学者の選考に関して、重要な貢献をなすことがあり得ることを認識すべきである。

\* 必要なレファレンス資料を入手すべきである。新資料が出たら、それらを入手すべきである。

\* 入学者選考の担当者は、健全な評価を下すことを助けてくれることのできるような、学内、学外、あるいは外国の人々の専門知識を求めるべきである。

5. 入学者選考部局の機能は、英語訓練、学術プログラム、および学生に対する助言サービスを担当する部局と調整されていなければならない。また、これら諸機能を職務とする部局の間で、定期的な接触が行われ、情報が共有されていなければならない。

6. 当該機関の外国人学生プログラムは、入学者選考の基準、手続き、および手順に必要な調整を施すために、定期的に研究されなければならない。

\* 入学者の特性は、学生の卒業率その他の成績指標によって、補正されるべきである。

\* 学生に、入学者用の資料や手続きなどに対する反応を、定期的に問い合わせるべきである。

\* 他の学内の部局や協力機関に、入学者用の資料や手続きの効果について、問い合わせるべきである。

#### [英語プログラムと英語到達度決定のための指針]

カレッジあるいは大学に外国人学生がいることが、学生たちおよび当該機関にとって相互に有益な経験になるかどうかを決定するひとつの重要な要素は、当該学生の英語到達度である。教員、職員、あるいは仲間の学生たちと十分に意志疎通することができない学生は、限られた日常生活を行うのにさえ、深刻な困難に直面する。さらに、英語に重大な欠陥があると、どのようなレベルであっても、学術プログラムを続けることが難しくなる。教育助手を務める大学院生の場合には、教室で効果的に英語を話すことは、ことに緊要である。これらの理由のため、外国人学生の入学選考においては、志願者の英語到達度は、注意深く評価されなければならない。

#### ＜英語到達度の決定＞

1. 英語到達度を決定するために制定される諸手続きと基準は、明確に規定されるべきである。  
これらの手続きは、均一、かつ包括的であるべきであるが、すくなくとも3つの状況によって、共通に起きる差異を考慮に入れるべきである。
  - \* 「海外から直接に入学を認められる学生」については、英語到達度は、この目的のためにデザインされた、広く受け入れられている試験の結果を基準にして、決定されるべきである。
  - \* 応募する機関によって実施されている「集中英語プログラムに在籍していた学生」については、当該学生の全般的な英語使用力、特段の長所と短所、およびさらに進歩しようとする意欲について、追加的な情報を求めるべきである。この点に関し、入学者選考部局と英語プログラムとの間で、緊密な意志疎通を図るべきである。
  - \* 「その他の機関あるいは私立の英語学校において集中英語プログラムに在籍していた学生」については、英語の到達度を示す類似の情報を、求めるべきである。<sup>\*</sup>入学者選考部局の担当者は、これらの情報の解釈に関し、当該機関の第二言語としての英語の専門家に助言を求めるべきである。
2. 諸機関は、学生のその後の学術プログラムでの成績に照らして、外国人学生候補者の英語到達度を適正に決定し、当該機関の収容能力を、定期的に点検すべきである。

#### ＜英語支援コース＞

3. 当該機関は、入学を認めた後で、履修すべき専攻コースに照らして、何らか特別の英語訓練を必要とする学生を特定するための、効果的な手続きを取りべきである。教育助手に任じる外国人大学院生については、特段の配慮を取りるべきである。
4. 支援コースは、第二言語としての英語教育の訓練を受けた人々が、デザインを行い、教育を行うべきである。

#### ＜集中英語プログラム＞

5. 集中英語プログラムは、提供する訓練の明確な目標と目的を設定すべきである。
6. これらの目標を達成するために、集中英語プログラムは、それらを主催する機関から、相応な支援を受けるべきである。単一の執行パターンは求められないが、集中プログラムは、すべての活動と単位の円滑な機能ができるのに十分な、独立性を持つべきである。
7. 集中英語プログラムの執行責任者と核になる教員にあっては、当該プログラムが、主たる任務であるべきである。執行責任者は、第二言語としての英語教育における上級の学術的訓練を

受けたもので、教育および執行の経験を持つ者であるべきであり、できれば海外での経験を持つ者であることが望ましい。パートタイムの教員は、ことに当該大学のプログラムにおける大学院生の場合には、第二言語としての英語教育の大学院教育を受けているか、受けた者でなければならない。

8. 学生が、学術プログラムを履修するために適切に準備されていることを確実なものにするために、集中英語プログラムのシラバスは、さまざまなスキルの訓練を含まなければならない。もっとも基本的なものは、聞き取り（話された英語の理解力）と読み取り（書かれた英語の理解力）である。学術的作業のために同様に重要なものは、（形式ばった状況および形式ばらない状況において）話すこと、および（主としてほとんどの学問分野において不可欠な、解説的論説を）書くことである。

#### 〔外国人学生／研究者支援サービスのための指針〕

1. 受け入れ機関は、そのキャンパスに受け入れる外国人学生や学者に対して、提供する個々のサービスの目的を、明確に述べるべきである。これらのサービスには、以下のものが含まれるべきである。

\*助言およびカウンセリングのサービス。

\*合衆国政府の諸規則に従った義務的および技術的サービス。

\*コミュニティーとの調整および連絡。

2. 外国人学生および学者の数、財源のレベル、あるいはその他の状況の如何にかかわらず、これらのサービスを調整する職務を担当する、ひとつの部門が学内に設置されるべきであり、また、これらのサービスについて、明確で広く認められた任務の指定がなされるべきである。

\*これらの職務は、顧客の量に従ってフルタイムもしくはパートタイムの、職員を必要とする。可能な場合には、これらの助言的サービスを提供するために、固定された個人もしくは事務局を設置することが、きわめて望ましい。

\*当該職員は、合衆国の移民法および諸規則に精通していなければならない。

3. 当該機関は、外国人学生および学者が完全に使いこなせる十分な専門的サービスを提供すべきである。これらのサービスの目的は、当該教育経験から最大の利益が引き出されることを、確保するためにある。助言的サービスは、これらの人々のために、障壁を取り除き、諸問題を解決することを目標としなければならない。

\*助言を与える職員は、到着前および滞在期間を通して、助けになり得る他の学内およびコミュニティーの人々や機関と緊密に協力しなければならない。

\*学生たちに対して、自然環境、登録手続き、学術的諸政策、ヴィザの要件および移民局の諸規則、財政的事項、および社会的・交差文化的活動を紹介する、オリエンテーション・プログラムを提供すべきである。

\*個人カウンセリング、緊急のニーズ、当該機関の政策、出国準備、および滞在完了時の母国への再入国などについて、助言を与えるサービスは、常時、提供されるべきである。

\*助言を与える職員は、当該機関とそれが受け入れる学生および学者の双方に、奉仕する。従っ

て、彼らは、仲介者的役割を果たし、これらの人々と外部の団体や機関との意志疎通の経路にならなければならない。

\* 助言を与える職員は、当該機関の教育的プログラムと当該コミュニティーの一般的な生活に、交差文化的次元を導入するように努めなければならない。

\* 助言を与えるサービスは、教員もしくはフォーリン・スチューデント・アドバイザーによって行われる、学術的な助言を含まなければならない。

4. 助言を与える職員は、その職務を、倫理的、専門的なやり方で行わなければならない。彼らは、かならず、

\* 合衆国政府の諸規則、ことに移民局の諸規則を、遵守しなければならない。

\* サービスに対する対価や非倫理的な要求を、退けなければならない。

#### [コミュニティーのサービスおよびプログラム提供のための指針]

コミュニティーのプログラムおよびサービスは、以下の指針を遵守すべきである。

1. コミュニティーのグループおよび組織は、当該コミュニティーの国際的および交差文化的な認識の水準を向上させつつ、外国人学生および学者の経験を豊かにするようなプログラムおよびサービスを提供するように、努力すべきである。

2. コミュニティーのプログラムおよびサービスは、外国人学生および学者に学内のサービスを提供する当該大学の担当部局との協力のもとに、開発されるべきである。各々は、相応にデザインされ、実施されるべきであり、可能ならば、その他のコミュニティーの活動と整合せられるべきである。

3. コミュニティーのプログラムは、外国人参加者の宗教的、文化的、および民族的な背景に対して敏感で、敬意を持つものでなければならない。また、外国人およびアメリカ人の参加者によつて提供される内密の個人的な情報に対して適切な心遣いをするものでなければならない。

4. コミュニティーのグループおよび組織は、プログラムが相応に執行され、コミュニティーの諸資源が有効に活用されることを確実にするために、有志家たちおよび有償の職員に専門的訓練を与えるべきである。

5. コミュニティーのグループおよび組織は、その設置の目標と外国人学生および学者のニーズに照らして、プログラム、政策、およびサービスを定期的に再評価すべきである。

#### [アメリカ人の海外留学のための指針]

アメリカ人の他の言語および文化の理解を増進し、この相互依存的な世界において効果的に機能する能力を改善するために、もっとも有効な方法のひとつは、個々人に、海外で学習する機会を与えることである。他の国で、生活し、学習することによって、人々は、さまざまなものの見方と共生し、その真価を認めることを学ぶ。さらに、人生への挑戦とその可能性について、世界に広がる展望を得る。

海外で学習する理念を是認する諸機関は、何らかの形で、基礎的な助言を行うサービスを提供すべきである。海外で学習することに興味を持つアメリカの学生には、彼らが所属する機関が主催するプログラム、他の諸機関との共催のプログラム、アメリカの機関が主催し、もしくはアメリカの

機関とは無関係の直接に留学する機会など、きわめて多くの機会がある。

下記の指針は、助言を与えるサービスの提供の際に当てはまるものばかりでなく、海外学習プログラムを直接に執行する場合、あるいはその他の機関と協力してプログラムを共催する場合に、当てはまるものを示している。

1. その全般的な国際教育の目的の枠組みのなかで、機関として、海外における学習を助長するその意図と目標について、明確に述べられた政策を持つべきである。

#### <海外留学のための助言サービス>

2. 諸々のプログラムと助言が学内のさまざまな人々によって行われているであろうことを前提とすると、海外で学習できるさまざまな機会についての有益な情報が、一箇所で得られる、中心がなければならない。海外で学習できる機会についての本質的な情報の「図書館」が設けられているべきである。
3. 助言の責務を持つ教職員は、誰であるかが特定され、「学内手引き」に記載されているべきである。これらの人々は、海外で学習するプログラムについて、健全で、分かりやすく、かつ客観的な助言を行うことのできる能力を開発する機会を与えられるべきである。その助言は、その中に、以下の内容を含むことが重要である。

- \* 海外に行きたいことの、目的を明らかにすること。
- \* 教育的に健全で、文化的に有益であるような機会を、同定すること。
- \* 個別の海外学習経験の質、価値および妥当性を決めること。
- \* 学生たちの教育的背景の評価を、外国の機関の入学者選定担当者と調整すること。
- \* 個別の海外での学習経験が、卒業要件、単位互換、および財政援助に、どのような意味を持つかを理解すること。

4. 帰国した学生たちには、海外学習の助言者たちが、これらの学生たちおよび将来このプログラムに参加する学生たちに当該プログラムが役に立っているかどうかを判断し、また海外に出発する前に受けた助言が役に立ったかどうかを判断するために、彼らの評価を述べるように、求めるべきである。

#### <他の機関によって執行される海外留学プログラムの共催>

海外で学習することを推奨するために、あるいはその学生たちに容易に得られる機会の幅を広げるために、多くの機関が、コンソーシアムに参加することを選択し、あるいは他の機関がプログラムの執行を取り扱っている海外での学習プログラムの共催者になっている。海外での学習のためのコンソーシアムあるいは共催の仕組みは、当該機関の全般的、学術的目的、要件、および基準に合致するような機会を提供するものでなければならない。当該プログラムは、(以下に示す) 海外での学習プログラムの執行のための指針にしたがって執行されなければならない。共催の場合における本校キャンパスの役割は、その目的が達成されているかどうかを判断するために、教員、職員、および学生によって、定期的に評価されるべきである。

#### <海外学習プログラムの執行>

諸々の機関は、特別な形の海外での学習経験の場を開発し、提供するに際して、直接的な制御を

確立するために、海外学習プログラムを執行している。アメリカのカレッジおよび大学、外国の大学および会社、および営利目的の組織など、数多くの異なる種類の機関が、プログラムを運営している。プログラムのタイプおよび構造ならびに支援サービスの量は、大幅に異なっている。幅の広さにもかかわらず、すべてのプログラムは、以下の指針に従って、執行されるべきである。

5. 海外での学習プログラムの目的と具体的な教育目標は、慎重に開発されるべきであり、プログラムの告示および広報資料に、明確に記述されるべきである。
6. 当該プログラムの機会と限界、どのように、どこで教育が行われるのか、もしあれば、外国の機関との関係、成績評価のやり方、母校キャンパスでの経験と海外で期待される経験との違い、現地の人々の態度と慣習、現地の生活条件、および参加者の住居について、当該プログラムがどこまで面倒を見るのか、にかんする情報を含む、当該プログラムの性格と範囲を記述する、正確、正直、かつ完全な情報が、参加者希望者に対して提供されるべきである。
7. 参加者が、このタイプのプログラムと学習の場において成功するために必要な、成熟性、妥当な言語達成度、学術的背景と成果、および強い動機を持つ者であることを確認するため、参加希望者の選考を行うべきである。
8. 海外での学習プログラムは、参加者が、個人的、社会的、および学術的に、円滑に適応することを支援する、出発前および継続的な、オリエンテーションを含むべきである。海外にセンターを持っているプログラムは、現地に固有の問題および当該プログラムの性格に特に配慮して、外国のセンターで、カウンセリングおよび監督サービスを提供すべきである。
9. 海外での学習プログラムは、受入側の環境の独特的な自然的、人間的、および文化的な資源を、幅広く、かつ効果的に活用することを推奨すべきである。また、当該プログラムの学術的な厳しさは、本校のキャンパスにおける学術的な厳しさと同等でなければならない。本校の機関で採用されている基準とやり方に従った、成果を判断し、単位を与えるための、明確に定義される基準と政策がなければならない。
10. 合衆国および海外プログラムの現地の双方でなされている、（住居、交通、および経費などの）執行の枠組みおよび（カウンセリングおよび医療サービスなどの）支援サービスは、業務を遂行するために必要な、学術および管理・運営双方の適切な経験を有する、慎重に選ばれた有資格の職員によって、効果的に管理・運営されるべきである。
11. どの程度まで、目標と目的が達成されたかを決めるために、プログラムは、定期的に、参加学生、プログラムの執行責任者、および教員助言者委員会によって、評価されるべきである。

## (2) TESOLの基準と自己点検項目

### 〔概要〕

「TESOL (Teachers of English to Specakers of Other Languages : 他の言語の話者に対する英語教師たち)」は、外国語ないし第二言語としての英語教育の分野における専門家の国際的な組織である。TESOLが、外国語ないし第二言語としての英語教育に携わる諸機関のために、専門家組織として諸条件について協議し、必要な要件だとして合意した諸事項を示し、外国語として

の英語の教育機関やプログラムが満たすべき一定の基準を、それら機関やプログラムの自己点検のための指標として、公開している。集中英語プログラムや第二言語としての英語コースを開講しているカレッジ、大学、英語学校などの諸機関は、そのプログラムやコースがTESOLの示す基準を遵守している場合には、その旨公表することになっている。TESOLが掲げている『中等後プログラムに対するTESOLの基準および自己点検項目 (TESOL Standards and Self Study Questions for Post Secondary Education)』の要点を、以下に紹介する。これにより、当該分野に求められる設置基準のあらましが明らかになろう。

#### 〔TESOLの基準〕

TESOLの示す基準は、外国語としての英語教育機関が、プログラムの目的と目標、管理運営、カリキュラム、実施、および評価手続きを自己点検する際に、その手引きとして用いられることを意図している。基準は、英語教育プログラムのためのものと支援的英語コースのためのものとに分けられている。集中的および非集中的な英語教育の「プログラム」は、独立の執行構造を持つものを指し、支援システムとしての英語「コース」は、既存の学科その他の教育部門によって提供されているものを指す。

#### 〔集中および非集中英語教育プログラムのための基準〕

##### A. 目的と目標の陳述

1. 目的と目標が明文化されて、公開されていること。
2. 上記の陳述が、TESOLの基準、および『国際教育交流のためのNAFSAの指針に合致していること。

##### B. プログラムの構造

###### 〈執行部〉

1. (当該プログラムが集中的か、非集中的か、単位が与えられるのか、与えられないのか、独立のプログラムなのか、大きな機関の一部なのかを含め) 当該プログラムの性格を書面で説明していること。
2. 当該プログラムの組織・構造について、書面で説明していること。
3. ESOL(他の言語の話者に対する英語)教育プログラムが、より大きな組織ないし高等教育機関の活動の一部として行われている場合には、学生の利益をまもるために、両者の活動の調整がなされていること。
  - a. 当該機関は、ESOLの学生を取り扱うより大きな組織のすべての面にESOLプログラムを統合すること。
  - b. ESOLプログラム全体と当該機関のその他の組織構造との関係が、書面で述べられていること。
  - c. ESOLプログラムおよびコースの執行に関する政策と実務が、当該機関全体で用いられているものと、協調されていること。
4. 当該プログラムの責任を負う「ディレクター」ないし執行責任者が置かれていること。
5. 当該執行責任者の職についている人物は、ESOLの専門家であって、その責任にふさわし

い分野において、博士もしくは修士を有しているものであること。

6. 教育プログラムを指揮する責任を有する管理職にある者は、少なくともE S O L専攻の修士を有し、当該分野および執行、監督の経験のある者であること。
7. 執行部門のスタッフが、当該プログラムの目標と目的を熟知し、かつ支援していること。
8. 人事政策が書面ではっきりと規定されており、公平に執行されていること。
  - a. 雇用、解雇、昇任、給与、給付、昇給、苦情処理、責任コマ数、勤務時間数を含む労働条件について、明記されていること。
  - b. 人事情報が、すべての教職員に対して公開されていること。
  - c. 教職員に、書面による雇用契約書と職務説明書が与えられていること。
  - d. 教職員が、それぞれの教育訓練と経験にふさわしい職務を与えられていること。
  - e. 新しい教職員に対して、オリエンテーションが行われていること。当該プログラムの質を高く維持するため、フルタイム、パートタイムいずれの教員に対しても当該プログラムの全体像が示され、当該プログラムを通して助言が与えられ、監督・評価がなされること。
  - f. 核になる、常勤、フルタイムの教員がいること。
  - g. 当該プログラムのニーズと目標に照らして、フルタイムおよびパートタイム教員の用い方を明記した書面が作られていること。
  - h. 当該E S O Lプログラムが高等教育機関の一部である場合においては、当該プログラムの教職員に関する政策と実務は、教育訓練および経験において同等であるかぎり、当該機関全体を通じてすべての教職員に適用されるものと同等であること。
  - i. フルタイムの地位と同様の責任を課されている教員は、フルタイムの被雇用者としての待遇を受けていること。
  - j. 給与は、当該地方の教育機関によって支払われている給与の水準にあること。
  - k. 教員に対しては、適切な支援サービスが行われていること。
1. 執行部が、専門性の開発のための機会を与えていていること。
9. 執行部が、政策的、運営的、教育的な決定にあたって、教員、職員および学生からの意見聴取に努めていること。
10. 執行部が、教員、職員および学生に、その職務の評価の機会を与えていていること。
11. 執行部が、高い質のプログラムを継続して維持するのに必要な収入を確保し、当該プログラムのものもろもろのニーズに公正かつ公平に資金を給付して、財務管理の責任を果たしていること。当該E S O Lプログラムが高等教育機関の一部である場合においては、その財務手続きが、その他の部局と同様であること。

#### <教員>

1. 教員は、E S O L教育を専門とする、修士もしくは博士を有すること、もしくはこれらの学位の取得にむけて努力していること。
2. 教員が、ニーズと学習スタイルの多様性を視野に入れて、高い質の教育を行うために専念していることが明らかであること。

3. 教員が、カリキュラムおよびプログラムの政策を守っていること。
4. 教員が、当該プログラムの目標を達成する使命を帯びたチームとして機能するために、当該教育プログラムのすべての部分と、常時、効果的なコミュニケーションを維持するように、努力していること。
5. 教員が、個人として高いレベルの教育活動を行い続けることができるよう、しばしば、評価活動に参加していること。
6. 教員が、当該分野の最新の知見を維持するため、機関を通して体系的な成長・開発プログラムに参加し、自らのプログラムの内外の同業者と相互に啓発し、正式会合、専門家会合、および自発的研究会に参加していること。
7. 教員が、当該専門分野への献身を示すとともに、当該専門分野の向上に努力していること。

＜支援サービス＞

1. 学生が、訓練を受けた職員による、個人的および学術的なカウンセリングを受ける機会が、確保されていること。
2. 学生の個人的および学術的なニーズにふさわしい宿舎が確保されていること。
3. 医療保険に、即時に加入できるようになっていること。
4. オリエンテーションのプログラムが、英語のプログラム、学生規則、関連する他の村や町の諸機関、そしてアメリカの国について提供されていること。望むべくはオリエンテーション手帳が準備されていること。
5. 当該プログラムが、ホストファミリー・プログラムその他の課外活動によって、学生が、その町や村と親しむ機会を、提供していること。
6. 学生が不満を訴えるための手順が作られており、それが周知されていること。

C. プログラムのカリキュラム

1. 当該E S O L プログラムが、すべてのレベルに対する可視的な達成目標を含む、明記されたカリキュラムを備えていること。
2. 当該カリキュラムが、特定の学習者集団の文化的および語学的なニーズの評価に基づいて、策定されていること。
3. カリキュラムおよび教育方法が、学生たちのさまざまな背景、能力、年齢、学力水準、学習スタイル、目標、およびコミュニケーション・ニーズに対応できるようになっていること。
4. 当該E S O L プログラムが、英語を母国語とする人々のためのカリキュラムとは異なるカリキュラムを採用していること。
5. カリキュラムと教育方法が、当該分野の最新の知見を反映し、当該プログラムの目標に合致していること。
6. 学生一人一人に、十分な、新しい教材が与えられていること。
7. もっとも広範なニーズに対応するため、教員が、当該分野で得られる最も優れた資料を使うことができるよう、教師用教材が入手できるようになっていること。
8. 当該プログラムの長さと密度が、カリキュラムの目標を達成するために、十分になっている

こと。

9. 教員と学生の比率が、当該プログラムの目標に照らして、適切になっていること。

#### D. プログラムの執行

1. プログラムが、学生募集の倫理基準を守り、顧客と緊密な連絡を保っていること。
2. プログラムへの参加許可あるいはコースへの参加登録の条件が、募集スタッフ、入試担当者、および学術的アドバイザーによって、明瞭に述べられており、かつ守られていること。
3. 宣伝材料および募集担当者が、当該教育プログラムおよびその他のサービスについて、過大な表現を行わないこと。
4. 当該プログラムのスタッフが、学生を支援する諸機関や個人と密接に連絡して、これらのスポンサーに対して責任を明らかにすること。
5. 当該プログラムが、学生の受け入れ、およびプログラム参加中の学生の処遇に関して、政府の諸法令を遵守していること。
6. 費用、奨学金、財政援助および払戻に関する政策が、進学希望者に対して明瞭に述べられていること。
7. 学生について、成績記録および個人記録（ならびに場合によっては、移民局情報）が保存されていること。
8. 諸記録は、現行の法律、規則および当該機関の政策に従って、秘密資料として、保存されていること。
9. 成績記録が、入手可能にされていること。
10. 教育が、学習に適切な、安全、快適な環境の中で、実施されていること。
11. 当該プログラムを効果的に実施するために、十分な器具および家具が準備されていること。

#### E. プログラムの評価

1. 当該プログラムが、定期的な自己点検を行い、プログラム、その所定の目標、目的および成果を見直して、再評価していること。
2. 自己点検グループが、試験結果、観察、教員評価、学生評価、学生数、および財政状況を含む広範なデータを通じて、執行責任者、教職員、および学生からの貢献を考察していること。
4. 当該E S O L プログラムがより大きな機関の一部である場合には、当該機関の自己点検、自己評価、および／あるいはアクレディテイションの手続きに積極的に参加していること。
5. 自己点検データの分析が、当該プログラムの質を改善し、もしくは維持するための計画書にまで、展開していること。
6. 当該プログラムが、評価された証拠に基づいて、改革を行っていること。

#### 〔支援システムとしてのコースのための基準〕

#### A. 目的と目標の陳述

1. 単位を与えるコースおよび単位を与えないコースは、英語のスキルが当該機関の学生の大半のそれと同じでない学生を入学させたことに由来する当該機関の責任の一部だと認知した上で、提供されていること。この認知が、当該機関の使命および目的の陳述で、明示されていること。

2. 単位を与えるコースは、英語を母国語とするものに提供される、並列のコースと同じ単位とされていること。
3. 単位を与えないコースは、当該機関で提供されているその他の単位を与えられないコースによって提供される教育と同じタイプおよびレベルの教育を与えるものであること。
4. ESOLコースは、同一の学科もしくは部門のその他のコースと同じタイプの点検と改定の手続きに従うものであること。

#### B. 支援システムとしてのESOLコースの執行構造

1. ESOLコースの執行に関する政策と実務は、当該機関全体で用いられているものと同様であること。
2. ESOLのコースが所属する学科もしくは部門の執行責任者は、ESOLコースのニーズと問題点および学科あるいは部門にとって重要な教員の問題を考察し、授業時間数や担当科目などの項目について、適切な対処方法を協議していること。
3. 当該ESOLコースが、それが所属する学科ないし部門の提供する諸コースと統合されること。
4. 時間割、教員配当、およびクラスの大きさに関し、ESOLコースに対して、当該学科ないし部門の他のコースに与えられる配慮と同等の配慮が与えられていること。

#### <教員>

1. ESOLコースの責任を持つ教員は、学科もしくは部門に、完全に統合されていること。
2. できる限り、常勤の、フルタイムの地位を作り、維持すること。
3. ESOLの教員は、提供されるESOLコースの教育を与えるための適切な教育訓練もしくは経験を有すること。
4. 教員は、同等の教育訓練と経験を有する当該学科の他の教員と同一の身分地位を認められていること。
5. ESOL教員の職務は、授業時間数、研究任務、および当該機関に対する奉仕献身において、当該学科もしくは部門の、同一身分地位の教員と同等であること。
6. 再任、表彰、給与、および終身在職権の決定において、刊行物および審査付き発表の数およびタイプに対して、適切な配慮がなされていること。
7. ESOLの教員の教育効果について審査する場合には、ESOL教員に求められる諸々の要求に適切な配慮がなされていること。
8. ESOLの教員が、研究出張、研究休暇など専門能力の開発のための支援を、当該学科ないし部門の他の教員と同じタイプおよび同じ量で、受けれるようになっていていること。
9. ESOLの教員が、当該学科ないし部門の、雇用、解雇、昇格、予算および教育任務の割り当てを含む、すべての討議に、他の教員と同じように、参加していること。

#### <支援サービス>

1. 当該機関が、英語能力の到達度において未熟な学生には、特別の配慮が必要であることを認知し、学生と教員の双方に適切な支援サービスを与えること。

2. 学生に対しては、容易に利用でき、かつ適切なスタッフの整った、特別に必要な助言およびカウンセリングサービスが供与されていること。
3. E S O L 教員に対しては、秘書の補助あるいは機材など、当該学科ないし部門のその他の教員に与えられるものと同じタイプかつレベルの支援サービスが与えられていること。
4. 英語到達度が低い外国人学生に対する学術的助言においては、学生の負担が、かならず各々の到達度の水準にふさわしいものとなるように、確かめられていること。

#### C. カリキュラム

1. 当該E S O L コースが、単位を与えるものであっても与えないものであっても、当該学科ないし部門の開講科目に、完全に統合されていること。
2. 新しい開講科目を開始したり、現行の開講科目を改定したり、除去したりする手続は、当該学科ないし部門のこれらの場合の手続きと矛盾しないものであること。
3. 英語を母国語とする学生に対して開講されるコースと並列に開講される、単位を与えるコースの要件は、同等であること。教育方法とクラスの人数において、特段の配慮がなされるものであること。
4. 単位を与えないコースにおけるコースの要件は、当該コースが開講される目的にふさわしいものであること。
5. 配属の手続きが明確に表現されており、学生にわかるようになっていること。学生に対しては、入学の時に、これらの手続きについての説明がなされていること。当該機関のその他の教員もすべて、当該手続きを知っており、それらを守っていること。
6. 単位を与えられない条件で開講されている科目、あるいは卒業に必要な単位に参入されない、もしくは他大学との単位互換のできない単位を与えられて開講されている科目は、その旨、明示すること。これら単位を与えられないコースを履修しなければならないために、外国人学生の過重負担が生じることを防ぐため、コース負荷の算定において、コース時間を参入する仕組みが設けられるべきこと。
7. 単位を与えないコースを開講し、配属手続きに基づいてその履修を要求する機関は、志願者に対して明確にその旨を指摘すること。学生が、入学時において、学位取得のために参入されないコースを履修しなければならないことを、了解していること。
8. E S O L コースのカリキュラムと教育方法は、単位を与えるものであっても、与えないものであっても、外国人学生の文化的なニーズの認識を反映させると共に、当該コースの目標に取り入れることができるかぎり、さまざまな拝啓、能力学習スタイルを認めること。
9. 当該支援システムは、E S O L コースに入れられた外国人学生の英語到達度の多様性に対応するために、そして当該機関の到達基準を達成するための真に平等な機会を保証するために、適切な幅の開講科目を持たなければならないこと。
10. 各々の到達度におけるE S O L コースの授業時間は、当該コースの目的を達成するために、適切なものであるべきこと。

#### D. 執行

1. 各々のESOLコースについて、入学要件が明瞭に記述されており、学生が入手できるようになっていること。
2. ESOLコースへの入学基準が、入学者選考担当者および学習助言者を含む、すべてを熟知されると共に、遵守されていること。
3. 学費やコース費用の徴収および払戻に関する政策が適切であり、当該機関が提供する類似のコースのものと同等であること。
4. ESOL学生の成績記録および個人記録が、注意深く保存されており、当該機関のやり方に従っていること。
5. 現行の法律、規則、および当該機関の政策に従って、すべての記録の機密性が守られていること。
6. ESOLコースの成績証明書が、その他の同様のコースの成績証明書と同様に、交付されるようになっていること。

#### E. 評価

1. ESOLコースにおける評価は、できるかぎり、当該機関におけるその他のコースの評価と同じ手続きによって、行われるべきこと。
2. コースの改定および新設において用いられる諸評価が、ESOLの教員に開示されていること。
3. 執行部および教員が、コースの評価および改善のための助言を、専門家組織、外部専門家および当該分野の同僚などから求めていること。
4. 現在開講されているコースの効果および新規あるいは別のコースを開講する必要性を見極めるために、自己点検が行われていること。このプロセスにおいて、実行可能な範囲で、学生が参加していること。

カレッジや大学でも、私立の英語学校でも、上記のTESOLの基準を充足していることを表示することによって、その教育内容の信頼性を公示する1つの方法としている。TESOLの基準がアメリカにおける英語教育機関の質的基準を具体的に支える1つの指標として現実に機能し、同時にまた各機関が自己点検を行うさいの尺度として用いられていることがわかるのである。

#### (3) TOEFLの英語達成度評価とその効用

##### 〔概要〕

アメリカで、英語を母国語としない人々の英語力を測定するテストの中で、もっとも普及しており、信頼度の高いものは、TOEFL（外国语としての英語試験：Test of English as a Foreign Language）である。以下、TOEFLの概要について、『TOEFL試験・評価便覧（TOEFL Test and Score Manual, 1992-93 Edition）』1992—93年版を資料として、概説する。

##### 〔目的〕

TOEFLの目的は、母国語が英語でない人々の英語の熟達度を評価することである。この試験は、初め、アメリカやカナダのカレッジや大学での就学を希望する外国人学生の英語の熟達度を測

定するために開発されたのであり、それは、今でも、この試験の主要な機能である。しかし、このことに加えて、諸外国の多数の大学、学術研究機関、私立英語学校、団体、組織、財團、政府、企業などが、この試験の評点の有用性を認め、英語到達度の評価や英語教育に、これを機関として活用するようになった。TOEFL試験は、低学年の生徒には、その内容が難し過ぎ、第11学年の学生もしくはそれよりさらに上級の学生に適している、と考えられている。

#### 〔背景〕

この試験制度は、アメリカのカレッジや大学に入学を希望する外国人学生の英語の到達度に懸念をもった民間団体や政府機関、公私あわせて35以上の団体や機関の協力のもとに、1963—64年度から実用に供するために、開発された。企画は、まず、外国語としての英語試験のための全米協議会(National Council on the Testing of English as a Foreign Language)が組織され、この協議会によって推進された。この企画に対して、フォード財団およびダンフォード財団の支援を行い、当初、その執行業務は、現代語協会(the Modern Language Association)によって行われた。しかし、1965年以降においては、カレッジ・ボード(大学入試委員会:College Entrance Examination Board)とETS(教育的試験事業団:Educational Testing Service)の共管のもとに、ETSが執行するようになっている。また、現実には、TOEFL試験を受験する外国人学生の多くが大学院への入学希望者であるところから、1973年に、ETS、カレッジ・ボード、GRE(大卒試験委員会:Graduate Record Examination Board)によって、大学院入試を視野に入れてプログラムを運営する協力体制が整えられた。そのため、ETSは、TOEFLプログラムの運用を15人からなるTOEFL政策審議会の決定する方針にしたがって運用している。

#### 〔ETS〕

ETSは、信頼性のある試験プログラムの開発と執行、助言的指導的サービスの作成、および測定の技術と用法、人の学習と行動、教育に関する開発と政策策定にかかる研究を目的とする、非営利団体である。ETSは、試験を開発するとともに執行し、受験者を登録し、多様な顧客のために試験センターを運営している。また、ETSは、関連の諸サービス、たとえば、試験の採点、記録、結果の報告を行い、信頼性の研究その他統計的な研究を行い、またプログラムの調査を実施している。ETSの活動は、すべて、教育および公務の諸分野の人々16人によって構成される理事会によって決定される。

カレッジ・ボードの諸試験、TOEFL、GRE(大卒者試験)に加えて、ETSは、その他にもさまざまな試験を開発し、執行している。その中には、たとえばSSAT(中等学校入学試験:Secondary School Admissions Test)、GMAT(経営大学院入学試験:Graduate Management Admission Test)、教師のプログラムとサービスの諸試験などがある。

ETSの職務・専門性評価センター(the Center for Occupational and Professional Assessment)は、評価、訓練、ガイダンス材料を提供し、職場、軍隊、専門職および継続教育の環境においてサービスを提供している。

#### 〔カレッジ・ボード〕

カレッジ・ボードは、2,800以上のカレッジ、大学、学校および教育団体や協会を会員とする非

営利の教育団体である。カレッジ・ボードの理事会は、会員から選出され、機関の代表がカレッジ・ボードのプログラムを評価する諮問委員会および各種委員会に加わり、その政策および活動の決定に参画する。

カレッジ・ボードは、学生の高等教育へのアクセスを改善するために、ガイダンス、入学者選抜、財政援助、試験による単位認定、カリキュラム改善などの領域において、テスト、出版、ソフトウェア、専門家の会合および訓練などをスポンサーする。また、カレッジ・ボードは、テストおよび測定の分野における研究を支援すると共に出版を行い、教育政策の開発、財政援助需要の評価、入学者の選抜計画、その他教育行政の課題に関する研究を推進する。

SAT（進学適性検査：Scholastic Aptitude Test）、T SWE（標準的英作文試験：Test of Standard Written English）、14科目の領域におけるアチーブメント・テスト（Achievement Test）を含む入試プログラム（Admissions Testing Programs）の執行は、カレッジ・ボードの最大の事業であるが、カレッジ・ボードは、ETSと委託契約を行って、これらの試験の開発、アメリカおよび諸外国における試験センターの設営、試験解答の採点、試験結果の受験者および受験者の指定する諸機関への送付を実施している。

#### 〔GRE〕

「大卒者試験委員会（GRE Board, GRE ボードと略称）」は、アメリカの「大学院協会（Association of Graduate Schools）」および「大学院連盟（Council of Graduate Schools）」と連帯関係を有する、独立委員会である。本委員会は、18の機関からなっており、その大半は、大学院教育に携わっている。本委員会には、常任委員会として、研究委員会、諸サービス委員会、マイノリティ大学院教育委員会が設けられている。

ETSは、GRE ボードの諸政策を遂行し、同ボードの賛助のもとで、GRE プログラムを管理運営している。大卒者試験には、2種類あり、GRE 「一般試験（General Test）」と16分野における「科目試験（Subject Tests）」が実施されている。ETSは、諸専門家委員会とともに試験を開発し、合衆国および諸外国において試験センターを運営し、試験解答を採点し、試験結果を受験者および受験者が指定するアクレディテーションを受けている機関（大学院等）および奨学金給付団体等に送付する。また、ETSは、求めに応じて情報提供、技術的助言、専門的助言を行い、この委員会の制定した諸目的を達成するために提言を行う。

試験に加えて、GRE のプログラムは、入学者選定、ガイダンス、進路指導および奨学生の選定等について、大学院や研究科を支援するために、研究、出版、助言などを行っている。

#### 〔TOEFL 政策審議会（TOEFL Policy Council）〕

TOEFL プログラムの全体を統括する諸政策は、15人の委員からなるTOEFL 政策審議会（TOEFL Policy Council）において制定される。カレッジ・ボードとGRE ボードは、それぞれ3人の委員を任命し、これら6人の委員が執行委員会を構成し、残余の9人の委員を選定する。ただし、その中の少なくとも1名は、カナダの利害を代表するものとする。これら一般委員は、大学院、コミュニティー・カレッジ、非営利の教育交流団体、合衆国政府の機関や組織などに関係するものの中から選ばれる。その他に、複数の外国语ないし第二言語としての英語教育の専門家が選ば

れる。

1992年現在、この審議会には、試験委員会、研究委員会、諸サービス委員会、TWE（英作文試験）委員会、およびTSE（英会話試験）委員会の5つの常置委員会が設置され、それぞれプログラムの特定の分野を分担している。

＜試験委員会＞TOEFL試験委員会は、アメリカおよびカナダの6人の言語学、語学試験および外国語ないし第二言語としての英語の専門家によって構成されている。委員は、第二言語の教育と試験に関する新しい考え方と哲学の導入をつねに確実にするために、定期的に交替している。

この委員会の主たる任務は、試験内容の全体的なガイドラインを確立し、そのことにより、TOEFL試験が、当該分野の最新の傾向と方法論を反映する、英語到達度評価の有効な尺度であることを保全することにある。この委員会は、どのようなスキルを試験すべきか、どのような種類の質問を問うか、主題と文化的な文脈からみて試験が妥当かどうかなどについて、決定する。この委員会の委員は、試験内容を統御するもろもろの方針と明細事項を検討し、承認する。

試験委員会は、試験と試験開発のプロセスに自ら専門的に貢献するばかりでなく、場合によっては、試験の改善に寄与するために、招待会議その他の方法により、当該分野の権威者たちの協力を要請する。この委員会は、具体的な試験材料の開発や点検において、ETSの試験開発専門家たちとともに作業する。

＜研究委員会＞常時行われているTOEFLプログラムの諸試験に関連する研究プログラムは、研究委員会の管轄で実施されている。この委員会は、6人の委員で構成される。その中には、政策審議会の代表、試験委員会の代表、およびアメリカとカナダの学会の代表が含まれている。この委員会は、試験に関連する研究の提案を検討し、承認すると共に、TOEFL研究プログラムの全体的な広がりについてガイドラインを設定する。

当該諸研究は、TOEFL試験プログラムに固有のものであるので、事実上、研究作業の大半は、外部の研究者よりも、ETSの研究スタッフによって、実施されている。しかし、多くの研究プログラムは、協力研究者やその他の機関、ことに外国語ないし第二言語としての英語教育にかかる人々や機関の協力を必要としている。TOEFL事務局は、TOEFL関連の研究に参加を希望し、あるいは実施している研究グループの代表からのコンタクトを歓迎する。

調査研究が完了した時には、報告書が刊行され、TOEFL試験に関心を持つ向きに、公開している。

＜諸サービス委員会＞6人の委員からなるこの委員会は、現存のプログラム・サービスを改善し、改良するため、新しいプログラム・サービスを始めるため、そして執行委員会あるいは政策審議会に求められた課題を遂行するための諸勧告を行い、あるいは検討することを任務としている。

＜TWE（英作文試験）委員会＞7人の委員からなるこの委員会は、作文の評価を専門とする、アメリカとカナダの英作文およびESL作文の専門家によって構成されている。

TWE委員会は、ETSの試験開発専門家と共に、TWE試験の項目を開発、検討、承認する責任を負う。本委員会の委員たちは、項目設定のガイドラインを準備し、さらにまた、この試験が学術的な作文能力を評価する尺度として有効であることを確実にするために、研究を提案し、あるいは

は提言を行う。

＜TSE（英会話試験）委員会＞この委員会は、口頭表現の能力を評価する専門的能力を有し、かつTSE専門家を代表する、アメリカとカナダの6人の委員からなっている。TSE委員会は、ETSの試験開発専門家およびプログラム・スタッフと共に、TSE試験の内容および採点詳細項目を検査し、試験項目と採点手続きを点検し、研究および試験の改定の提言を行う。

#### 〔内容〕

TOEFL試験は、はじめ5つのセクションからなっていたが、研究調査の結果、1976年以降、3つのセクションからなる試験が実施されている。3つのセクションは、別々の時間割に区分され、いずれも多肢選択方式で、各問4肢からなる。試験時間は、およそ2時間半である。セクション1は聴取力を試験するもので、口頭表現の理解を試す。セクション2は書かれた文の構造と表現を試験するもので、会話的な英語よりも学術的な英語に重点を置いて、文法の理解を試す。セクション3は語彙と読解力を試験するもので、指定された語または句をほかの語で置き換える意味が変わらないものを選ぶ問題、文章を読んでその内容を問う問題などによって試す。

#### 〔種類〕

TOEFL試験のプログラムには、国際的に定められた同じ金曜日および土曜日に行われる正規の試験プログラム、同日に行われるが別に採点される、英作文の熟達度を試験するTWE試験、同じく同日に行われるが別に採点される、口頭表現力を試験するTSE試験、および大学や英語学校などの教育機関や会社や官庁などが、かつて使われたTOEFL試験問題を使って行う、一種の模擬試験である、ITP（機関用TOEFL）試験がある。

金曜日試験プログラムは年に5回、土曜日試験プログラムは年に7回、全世界で、同日に、同一問題を用いて、執行されている。1990～91年には、土曜日試験プログラムが、170か国、1,250以上の試験センターで実施され、565,100人の人々が受験した。金曜日試験プログラムは、50か国、350試験以上のセンターで実施され、176,500人の人々が受験した。金曜日と土曜日の試験プログラムは、実施方法も、試験の形式および内容も、同一であり、いざれかが毎月1回、実施されていることになる。

TWE試験は、1986年に、TOEFLを活用している多くのカレッジや大学からの要望にこたえて、英作文能力の到達度を、直接的に評価するために導入された。TWEは年間12回のTOEFL試験のうちの5回の試験で、受験が必須となっている。

TSE試験は、母国語が英語でない人々の口頭による英語力の到達度を評価するためのものである。この試験は、受験者にさまざまな問い合わせ口頭で答えさせて、テープに録音するTSE試験は、金曜日および土曜日の試験すべて、すなわち12回のTOEFL試験すべての際に執行されている。

ITP試験は、世界中どこの機関でも、認定を受ければ、当該機関の学生に対して、当該機関の施設とスタッフを用いて、(TOEFLの試験日を除く)都合の良い日時に、TOEFL試験を執行することを認めるものである。ITPプログラム主たる目的は、各機関を援助して、学生たちを適切なレベルの英語コースに配置できるようにすることにおかれている。ここ的学生が学問分野の学習を始める前に英語力を増強することが必要かどうか、正規のTOEFL試験の受験の前にどの

ような勉強が必要か、といったことを、決めるための援助となることを目的としている。 I T P 試験の評点は、金曜および土曜日の正規試験と同水準であるが、 I T P 試験の評点は、当該機関限りのものであり、カレッジや大学の受験のための T O E F L 点数として用いることはできない。

#### 〔評点と用途〕

T O E F L 試験の評点は、聴取力、構文力と記述表現力、語彙力と読解力の 3 つのセクションそれぞれの正しい解答数を未加工得点とし、個々の試験フォームの難易度を配慮した方法によって、加工される。 T O E F L 試験の合計点は、 200 点から 677 点の間に収められている。

1991 年に E T S が実施した 2,700 機関を対象とした調査によると、入学者選抜の過程において、 T O E F L 試験の結果を用いている機関は、 98 パーセントであった。英語を母国語としない志願者に T O E F L 試験の評点の提示を求める機関は、学部レベルでは 96 パーセント、大学院レベルでは 97 パーセントであった。機関のタイプごとに、外国人志願者に正規の学生としての入学要件として要求する T O E F L 試験の評点の最低ラインを百分比でまとめると、以下のようになる。

コ ミ ュ ニ ティ カ レッジ	学 部	大 学 院	学部およ び大学院
600~650	5%	18%	5%
550~597	39%	49%	43%
500~547	53%	31%	52%
450~497	12%	2%	...
400~447	...	...	...

これを要するに、コ ミ ュ ニ テ ィ カ カレッジは、おおむね 500 点、カレッジや大学、そして大学院は、おおむね 550 点を、正規の学生として勉強を始めさせるために必要な英語到達度の目途としているとみなすことができる。

## 結 語

外国語としての英語教育の機会の供給体制は、イギリスにおいても、アメリカにおいても、よく成熟している。いずれにおいても、私立の英語学校によって行われるものと正規の高等教育機関によって行われるものがあるが、イギリスでは、前者に、アメリカでは、後者に、より大きな比重がかかっているようである。全体としての規模は、アメリカの方が、イギリスよりも、かなり大きい。イギリスのブリティッシュ・カウンシルの認定校となっている私立の英語学校が 267 校、 BASCELT (British Association of State Colleges in English Language Teaching: 英語教育を行う公立カレッジの全英協会) に加盟している公立の継続教育カレッジなどが実施している、外国語としての英語教育のプログラムが 58, あわせて、 325 である。これに対して、 IIE (Institute of International Education: 国際交流協会) が作成したアメリカにおける第二言語としての英語教育の開講リストには、集中英語プログラムが、正規の高等教育機関によるものと私立英語学校によるものをあわせると、 1,481 プログラム、カレッジや大学の主催する第二言語としての英語コースが 459, 私立中等教育機関の実施している第二言語としての英語コースが 87, 外国語としての英語教師のた

めに、カレッジや大学によって夏休み中に実施される集中英語プログラムが21、搭載されている。加えて、TESOL (Teachers of English to Speakers of Other Languages: 他の言語の話者に対する英語教師たち) の調査によれば、正規のカレッジや大学で、第二言語としての英語の教師育成のために、第二言語としての英語教育ないし他の言語の話者に対する英語教育を主軸として応用言語学を専攻する、博士、修士、あるいは学士の学位を授与するプログラムが、304、あわせて2,352のプログラムないしコースが、活動している。

外国語としての英語教育の内容は、多様である。正規の高等教育機関に入学して学位を取得するために必要な英語力を習得させることを目指すもの、外国語としての英語の教師の育成を目指すもの、英語を用いて専門的職業を遂行する人びとのために専門的な教育を行うもの、英語圏の文化のなかで生活していくための意志疎通能力をつけさせようとするもの、などである。それぞれの目的と目標に応じて、イギリスでも、アメリカでも、多様な内容のプログラムやコースが提供されているが、多くの短期プログラムは、ことに聞き取りの能力および話す能力の育成に重点を置いている。しかし、集中英語プログラムとよばれる、かなり長期にわたるプログラムは、大学生活を円滑に行うことができるよう、大学に入る前に、フルタイムで、集中的に英語を勉強させるものであるが、この種のプログラムは、イギリスのケンブリッジ試験あるいはアメリカのTOEFL試験を、達成度の指標として、試験の内容に沿って、進められている場合が多い。アメリカの外国人のための英語教育の専門家は、カレッジや大学に入学しても、教養課程あるいは専門学部ないしは大学院の専門分野の正規課程での学習を実りあるものにするだけの英語到達度に達していない学生のためのフルタイム学習の集中英語「プログラム」と、教養課程あるいは専門学部ないしは大学院の専門分野に正規学生として受け入れたが、学習を成功させるためには英語到達度が不十分だと判断された学生のためのパートタイム学習の補修英語「コース」とを、カテゴリー的に、区別している。ことに、外国人大学院生を、TA（教育助手）として採用する大学においては、これらの者の英語到達度を高めることに、特段の留意と配慮をしている。外国語としての英語教育の教職員、ことに執行責任者と教師は、当該分野の専門的な訓練を受けた者でなければならない、と考えられている。その資格は、イギリスでは、すくなくとも大学を卒業し、さらに外国語としての英語教育を目的とする人々が受験するケンブリッジ試験に合格すると与えられる資格認定証書 (Certificate) ないしディプロマ (Diploma) の所持が、必要条件とされている。アメリカでは、大学院で、第二言語としての英語教育を専攻し、当該分野の修士の学位を有することが、外国人のための英語教育の教員の基礎資格として定着している。また、正規の高等教育機関における当該分野の上級教員および執行責任者にあっては、通常、当該分野もしくは応用言語学などの関連分野の博士の学位を有することが求められている。さらに、外国語としての英語教育の教職員は、外国での生活経験を持ち、1以上の外国語に堪能であることが望ましい、とされている。

外国人のための英語教育システムのサービス業務としては、住居の確保、および医療体制の整備、ならびに生活と勉強の面でのカウンセリングが主要なものである。住居確保のサービスでは、イギリスでも、アメリカでも、私立英語学校は、ホームステイもしくは近隣の比較的な廉価な契約ホテルの利用を原則とし、多数の家庭と契約を結び、部屋貸しのみ、もしくは食事付きの条件で、斡旋

を行う方法をとっている。高等教育機関の場合には、学寮を備えている場合も少なくなく、ことに夏学期の期間には、その活用を図るものが多いが、正規の学生が在学する秋学期および春学期の期間は、一般に、ホームステイの利用が主となる。医療面では、学校医もしくは契約医の診療を受けさせる体制がとられている。生活と勉強の面でのカウンセリングでは、ことに集中英語教育プログラムの場合、正規の高等教育機関への入学斡旋、あるいは当該機関のいずれかの学位を目指す正規の課程への進学指導が、重要なテーマになっている。生活面では、文化的な同化、ビザの取得と更新、経済的な困難などが、主要課題になる。

外国語としての英語教育は、すでに国際語教育に展開し、その課題は、国際交流の課題になっている。英語が、国際コミュニケーションの中核言語ないし国際言語となっている今、社会生活においても、経済活動においても、学術研究を進める上でも、意思疎通のスキルとしての英語能力の到達度の評価とその認証は、普遍性を問う問題になる。イギリスでは、はやくも19世紀の中葉、1858年に、ケンブリッジ大学が、「ローカル・エギザミネーションズ・シンジケート」を設立して、英語到達度試験の普遍的基準を設定し、その試験結果によって個々の受験者の英語到達度を認証する「ケンブリッジ試験」の制度を開発した。この認定証書が、世界的に、英語を必要とする職業において、広く認知され、高い信頼を得てきたことは、周知のとおりである。アメリカでは、1963—64年度に、あわせて35の関係学会、民間団体、政府機関などの協力のもとに開発され、今では、ETSとカレッジ・ボードが運営している、「TOEFL」（外国語としての英語の試験）が、大半のカレッジや大学によって、外国人学生の入学者選考の資料として用いられている。TOEFLの受験者は、年々、百万人を超えて、アメリカの大学が受け入れている外国人学生の総数とほぼ見合うようになっている。この一事によっても、TOEFLによる外国人の英語到達度評価は、アメリカの高等教育機関の幅広い信頼を得るに至っているというべきであろう。さらに、アメリカのみならず外国の企業等において、機関として英語教育の効率化のためにTOEFL試験問題を再活用する、ITP（Institutional Testing Program）プログラムを利用するところが増加している。TOEFLの社会的認知度および信頼度は、一段と高まっているといえよう。

外国語としての英語教育のあり方とその信頼性を一層高めるための具体的方法をめぐって、さまざまな問題が提起され、執行責任者、教職員、専門職団体、公的機関などが、それらの問題に対する対応をはかっている。執行機関の目標達成の責任、学生に関する情報公開の必要性とプライバシーの権利の関係、職業的インテグリティーの維持、職業的基準の設定と実践上の困難性の調和などの問題が、提起されている。イギリスでは、ブリティッシュ・カウンシルが、私立英語学校の認定を行って、認定校にその旨の表示を認めるとともに、そのリストを作成し、海外のブリティッシュ・カウンシルの事務所において、この情報を公布している。また、公立中等後教育機関の外国語としての英語教育プログラムについては、指針を提示し、希望する機関に対してプログラムの審査を行い、これらのプログラムを有する諸機関が連合を作っている。アメリカでは、NAFSAやTESOLなどの専門職団体があるのは指針を示し、あるいは執行機関による自己評価を支援する運動を進めている。こうした動きは、一面では、専門職集団の自己防衛的な要素を含むことを否定できないが、より本質的には、高い視点にたって、外国語としての英語教育の専門性を強化すること

とによって、その質を高め、受益者たる外国人学生の得るものも大きくし、国際コミュニケーション手段としての英語の地位を一層向上させることをねらったものである。こうした状況を、翻ってわが国における英語教育の現状に重ね合わせてみると、いくつかの問題点が、浮かび上がってくる。

第一の問題点は、わが国の英語教育の膨大なエネルギーの注入にもかかわらず、わが国の若者の英語到達度が低いことである。1992—93年版の『TOEFL試験・結果の便覧 (TOEFL Test and Score Manual, 1992-93 Edition)』によると、1989年7月から1991年6月までの間に、アメリカまたはカナダの大学に入学を希望して、TOEFLを受験した人々は、(香港等の独立国でない地方を含む) 196か国からの、117万8,193人であった。平均的な、コミュニティー・カレッジやジュニア・カレッジが履修条件として求める点数が500点、大学が求める点数が550点であることを手がかりとして、受験者の平均点が499点以下の国、500点から549点の国、550点以上の国に分けてみると、499点以下の国が33カ国、500点から549点の国が116カ国、550点以上の国が47カ国であった。アジア地域の27カ国(地方)に限ってみると、それぞれ6カ国、16カ国、5カ国であった。わが国の受験者の平均得点は、484点であり、平均得点が499点以下だったその他のアジア地域の国は、バングラデシュ、カンボディア、キリバチ、北朝鮮、およびタイで、わが国よりも低い得点の国は、北朝鮮1国のみであった。他方、アジア地域において、550点以上だった国は、ブータン、インド、モーリシャス、フィリピン、およびシンガポールであり、イギリスまたはアメリカの植民地であったことが、高い得点に、影響していると思われる。しかし、中国、ベトナム、韓国など、植民地支配のために英語が浸透したとは言えない国々が、500点から550点の平均得点をあげていることを勘案すると、わが国の英語教育には、大きな問題が潜んでいる、と言わざるを得ない。長年にわたってほとんど全部の国民が、学校で英語を学習しているにもかかわらず、国際的に認知されている英語力の到達度試験の結果の示すところによれば、わが国の英語教育は、国際語としての英語到達度の達成に成功していない、ということになる。言いかえれば、このことは、国際語としての英語教育の目標と仕組みの根本的再検討が要請されていることを示しているのである。

第二の問題点は、英語教育の位置と大学教育の要件との関係付けの曖昧さである。正規高等教育機関であるカレッジや大学が執行しようと、私立英語学校が執行しようと、高等教育機関に正規に入学して勉強するだけの英語到達度に達しない人々の進学準備のための集中英語プログラムにおける学習は、イギリスやアメリカの大学では、原則として学位取得のための大学の単位には、参入されない。外国人学生の英語力強化のための補習的な英語コースでの学習もまた、卒業単位には、参入されない。それは、集中英語プログラムや英語コースの目的と内容が、大学教育の目的および内容と、明確に区別されているからである。このことは、わが国の大学において、卒業単位に参入される英語教育の目的と内容の明確化を要求するものであり、その内容と水準の再検討を迫るものではなかろうか。

第三の問題点は、試験と履修の補完性ないし互換性にかかるものである。ETSが注意しているように、TOEFLは、厳密な1点、2点の得点の不足によって、志願者の足切りのために用いられるべきではないとされている。個々のケースでは、14点程度の誤差を見込むものだ、とも述べられている。一方、受入側のカレッジや大学も、外国人志願者の英語到達度に関する入学者選考の

基準として、TOEFLの得点のみに依存するのではない。なかんずく、同一大学が実施する英語集中プログラムの履修者に関しては、個々の学生の意欲、成長の可能性、動機の強さ、成長の実績、その他さまざまな要素を勘案して、入学者選考を行う。いわば、TOEFLの試験と英語集中プログラムとは、カレッジないし大学での履修を成功させるために必要な英語能力の到達度を達成させるという共通の目的・目標において、補完的、互換的な関係を持っている。これを敷衍すれば、わが国の教育制度においても、一定の試験に所定の成績を収めた者については、その成果を認定し、当該科目的履修を免除し、より広い学習の機会を与えるような仕組みが導入されても良いのではないか、という示唆になる。

最後に、本件調査でお世話になった方々に、深く御礼申し上げたい。面接者リストにお名前を掲げた、イギリスおよびアメリカで、多忙の中を、面会に応じ、貴重な情報を与えて下さった方々、不十分な調査を補う資料を提供して下さったブリティッシュ・カウンシルの西田俊子さんと国際教育交換協議会の小野田匡さん、調査旅行にご一緒してくださった館昭教授および窪田敏志部長、そして、今回の調査の機会を与えて下さった黒羽亮一教授に、心から感謝申し上げる。

## 参考文献

- Barrett, R. P. (1982). *The administration of intensive English language programs* Washington D.C.; National Association for Foreign Student Affairs.
- Jenks, F. L. (1990). "Designing and assessing the efficacy of ESL materials", M. C. Pennington(Ed.) *Building better English language programs* Washington D. C.; National Association for Foreign Student Affairs, pp.172-1889).
- Kornblum, H. (1989). *Directory of professional preparation programs in TESOL in the United States*. Alexandria, VA; TESOL.
- Lenz, E. (1982). *The art of teaching adults*. New York; Holt, Rinehart, & Wilson.
- Purtalo, R. B. & Cassel, C. K. (1981). *Ethical dimensions in the health professions*. Philadelphia, PA; Saunders.
- Smith, E. H. & Althen, G. (1989). *Advisors manual of federal regulations affecting foreign students and scholars*. Washington, D.C.; National Association for Foreign Student Affairs.
- Sork, T. J. (1988). "Ethical issues in program planning", R. G. Brockett(Ed.), *Ethical issues in adult education* New York; Teachers College Press, pp.34-50.
- Staczek, J. J. (1991). "Professional development and program administration", *TESOL Journal*, 1(1). 21-22, 27-28.
- Tesh, J. (1991, February/March). "Evaluation and ethics in the intensive English program", *TESOL Matters*, p.16.
- TESOL (1982). *Guidelines for selecting English language training programs*. Washington, D.C.; Author.
- (Steve, Stoyanoff. (Spring 1993), "Ethics and Intensive English Programs", *TESOL Journal*, 2(3), 4-6.)

## 資料

### <イギリス>

The British Council. *English Language Schools Recognition Scheme-Private English Languages Schools and Organizations Recognized by The British Council (fulllist)*, *The Red List*. London; The

- British Cuncil, August 1993.
- ..... *English Language Schools Recognition Scheme-List of recognized, non ARELS schools. The yellow list.* London; The British Cuncil, August 1993.
  - ..... *English Language Schools Recognition Scheme-Handbook.* London; The British Cuncil, 1991.
  - ..... *English Language Schools Recognition Scheme-Report for the year 1992-93.* London; The British Cuncil, 1993.
  - ..... *Courses Validation Scheme for state colleges in English language teaching-Handbook.* London; The British Cuncil, 1993.
- The British Association of State Colleges in English Language Teaching, *English in Britain-Courses for Students and Teachers of English.* London; The British Association of State Colleges in English Language Teaching. 1993/4.
- The London School of English, *Effective English Language Training for Business & Professional Clients.* London; The London School of English. 1993.
- ..... *Effective English Language Training.* London; The Londn School of English. 1993.
  - ..... *Detailed course descriptions.* London; The London School of English. undated. [1993]
  - ..... *General Course: Sample Timetable.* London; The London School of English. undated. [1993]
  - ..... *Executive Course: Sample Timetable.* London; The London School of English. undated. [1993]
  - ..... *Special English Course for Lawers [Timetable].* London; The London School of English. undated. [1993]
  - ..... *UBC Special Course: English for Banking and Finance [Timetable.]* London; The London School of English. Autumn, 1993.
  - ..... *Course Assessment Questionaire.* London; The London School of English, [1992]
- Frances King School of English, *You'll enjoy learning English.* London; Frances King School of English, undated. [1993]
- <アメリカ>
- Educational Testing Service. *Bulletin of Information for TOEFL, TWE, and TSE.* 1993-1994. Princeton, N.J. ; ETS. 1993.
- ..... *TOEFL Institutional Testing Program 1993-94.* Princeton, N.J. ; ETS, 1993.
  - ..... *TOEFL Test and Score Mannual 1993 Edition.* Princeton, N.J. ; ETS, 1993.
- Institute of International Education. *English Language and Orientation Programs in the United States.* New York, N.Y. ; Institute of International Education, 1992.
- ..... *Institute of International Education 92 Annual Report.* New York, N.Y. ; Institute of International Education. 1993.
  - ..... *Open Doors 1991-1992.* New York, N.Y. ; Institute of International Education. 1992.
  - ..... *Japan-U.S. Women Leaders Dialogue.* New Work, N.Y. ; Institute of International Education. 1993.
- NAFSA: Association of International Educators. *Standards & Policies in International Educational Exchange: A Guidebooks for Policy Development, Professional Conduct, and the Continuing Growth of International Education.* Washington, D.C. ; NAFSA, 1992.
- ..... *Building Better English Language Programs.* Washington, D.C. ; NAFSA, 1991.
  - ..... *Membership Information and Application 1993-1994.* Washington, D.C. ; NAFSA, 1993.
- Teachers of English to Speakers of Other Languages. *What is TESOL?* Alexandria, VA; Teachers of English to Speakers of Other Languages, Inc. 1993.
- ..... *Directory of Professional Preparation Programs in TESOL in the United States 1992-1994.* Alexandria, Virginia, Teachers of English to Speakers of Other Languages, Inc. 1992.

- ..... *TESOL Quarterly*. Vol. 27 no. 2. Alexandria, Virginia, Teachers of English to Speakers of Other Languages, Inc. Summer, 1993.
- ..... *TESOL's Worldwide-Affiliates*. Alexandria, Virginia, Teachers of English to Speakers of Other Languages, Inc. 1993.
- ..... *TESOL Placement Bulletin*. Alexandria, Virginia, Teachers of English to Speakers of Other Languages, Inc. 1993.
- ..... *Standards and Self-Study Questions for TESOL Professional Preparation Programs*. Alexandria, Virginia, Teachers of English to Speakers of Other Languages, Inc. 1986.
- ..... *Standards and Self-Study Questions for Postsecondary Programs*. Alexandria, VA.; Teachers of English to Speakers of Other Languages, Inc. revised in 1992.
- ..... *Standards and Self-Study Questions for Elementary and Secondary Programs*. Alexandria, VA.; Teachers of English to Speakers of Other Languages, Inc., 1986.
- ..... *Standards and Self-Study Questions for Adult Education Programs*. Alexandria, VA.; Teachers of English to Speakers of Other Languages, Inc., revised 1922.
- ..... *TESOL Journal* Vol. 2. No. 3. Alexandria, VA.; Teachers of English to Speakers of Other Languages, Inc., Spring, 1993.
- ..... *Designing Our World TESOL '93*. Alexandria, VA.; Teachers of English to Speakers of Other Languages, Inc., April, 1993.

The University of Texas at Austin. *Fulbright Preacademic Orientation Program 1992 Program Report*, Austin, Texas, International Office The University of Texas at Austin, 1992.

UCIEP. *A Consortium of University and College Intensive English Programs in the U.S.A.* Houston, Texas, UCIEP, [undated].

[ABSTRACT]

## **Quality Assurance of Teaching English as a Foreign Language in the U. K. and the U.S.**

Yoshiya ABE\*

This paper explains the systems of evaluating institutions for teaching English to speakers of other languages and fair assessment of the achievements of learners of English. The paper is based on the visitation to those institutions concerned in the U. K. and the U. S., such as the British Council, Cambridge University Extension Syndicate, London School of English, TESOL, NAFTA, IIE, and several institutions engaged in teaching English to Speakers of other languages. It is documented by the publication from institutions as well as by several research papers concerned. It provides a comment of the author as regards points of applicability to the Japanese situation in teaching Japanese and English to foreigners.

This article is one of the results of the project funded by the Tokyo Club.

---

\* Professor, Kokugakuin University  
Fellow, National Institution for Academic Degrees